

日本女子大学史資料集 第五—三
(三)

日本女子大学校規則

〔明治四三—大正三年〕

日本女子大学史資料集 第五—(三)

日本女子大学校規則

〔明治四三—大正三年〕

「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三年に作成した規則と、創立から明治四二年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」および「日本女子大学史資料集第五」(二)で復刻した。本誌では、これに続く明治四三年度より大正三三年度までの規則を復刻する。資料の出処はいずれも「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所幹事室」である。前誌にも記したように、規則冊子に発行年月が記されるようになったのは明治四四年一月からであるため、それ以前の各年度の規則については、その内容から推定した。推定にあたっては、『日本女子大学校四拾年史』(昭和六年(一九四一年発行))と『明治三十四年度以降 毎年十一月調査報告綴込 日本女子大学校』資料簿冊を判断基準とした。

解説

本誌に掲載した規則が用いられた明治四三(一九一〇)年から大正三(一九一四)年にかけては、日露戦争後の国民教育の一層の充実が図られた時期にあたる。女子中等教育については、高等女学校への進学者の増加が画策され、また良妻賢母主義教育の徹底が図られた。文部省は、明治四一(一九〇八)年十月、全国高等女学校長会議において、家族制度をもつて形づくる日本の国情に適切な女子教育の重要性を述べ、「女子ノ教育ハ主トシテ良妻賢母ヲ作ルニ在リ、忠孝ノ道ヲ修メ常識ヲ養成シ家政ヲ料理スルニ適セシムルヲ以ツテ最高ノ目的」であることを改めて強調した。明治四二年二月に本学附属高等女学校は「修身科ノ毎週教授時数ヲ一時

間二減シ」「作法ヲ課セサル」の疑いで文部省より照会を受けた*が、この一件もその流れと決して無縁ではない。明治四三年一〇月には「高等女学校令中改正」が公布され、家事や裁縫の教育に重点をおき、「勤勞ヲ厭ハサル」「質素勤勉ノ氣風」を養うる実科高等女学校が誕生した。女学校教育全体において天皇、國家、家、社会への義務が一層、強調されたのである。

本学園は、折しも創立一〇周年を迎えていたが、女子高等教育への反動傾向は著しく、大学校入学志願者の数は激減していた。この時期、文学部の新入生募集を一時停止している。そうした状況の中で、大学校の教育課程は文部省の方針や社会の必要に沿う形で改正され、規則書が整えられた。その結果として、明治四三年度には家事科中等教員無試験検定資格を獲得したのである。明治四四年度用の規則書は大きく手が加えられていて、冒頭の教育方針には、文部省の「良妻賢母主義」に合わせて書き改められた箇所を散見できる。しかしながら、一方では、「自動」に加えて「自学」「自治」という新たな言葉が加えられていて、校長成瀬仁蔵自身の理想とする教育とのシレンマもうかがえる。「自学」「自動」「自治」という学びは、成瀬が開校以前から随所で語り、明治四三年度より附属高等女学校ではその具体化として学科別教室制度を実施していたが、規則書の上に登場したのは明治四四年度が最初である。大正デモクラシー期の自由主義教育の潮流を前に、成瀬の先取的な思想ともいえるであろう。

以下、年度ごとに、体裁、表紙に記されたメモ、特筆すべき変更・改正点を抽出紹介した。

* 「日本女子大学史資料集第十一」（一）東京都公文書館所蔵「日本女子大学関係資料」七四頁 19 附属高等女学校規程違背に関する史料 を参照。

「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」(明治四三年度用)

・大きさは22×15 cm。四六頁。天地、左右をカットした。

・表紙には朱で現行学則、インクで明治四十三年三月廿九日認可、鉛筆で四十三年と記載。この規則書自体は明治四二年度の現行規則で、この冊子に、ペン書き、貼り紙等で加筆訂正がされていて、四三年度用規則書の原稿になったと推測される。これを印刷した規則書は不明。複製にあたり、貼り紙等は現物通りに復元した。なお、この土台となっている明治四二年度の規則は、資料集第五―(二)で復刻した明治四二年度用の規則とは職員欄の氏名が異なり、附属高等女学校入学資格を記した第十一條を、明治四〇(一九〇七)年七月に改正された高等女学校令(勅令二八二号)に合わせ、「尋常小学校の課程を卒へたる者」と改めている。

・「大学学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは「注意」は15×22 cm、「心得」は20×45 cm。復刻にあたり縮小、左右をカットした。

・四三年度より教育学部の構成が理化数学科、博物科、家政科、文科の四部に変更された。それに伴って教育学部の学科課程表が大きく変更された(第七條・第十四條)。文科以外の各科の必修科目に家事が新たに加えられたのは家事科中等教員無試験検定資格との関係である。

・教授時間が各部各学年を通じて二八時間から三〇時間に増加された(第十三條)。

・教育学部において「教員たるに適當なると認めたる者に対し、学力検定の上入学を許可」と試験を課す

こととなつた。それまでは本校英語予科卒業者以外の英文学部入学希望者にのみ英語の試験を課していた（第十九條）。

二 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」（明治四四年度用）

・大きさは22×15 cm。五二頁。天地、左右をカットした。

・表紙には朱で各学部各学科課程表中ニ印刷ノ誤リアリ改刷ノ時ニ訂正スベシ 塘[㊦]と記載。表紙に「明治四四年一月印刷」と印刷されていることから、明治四三年度内に印刷されたものではあるが、一の明治四三年度用の規則により一層手を加えた形に整えた内容となっている。明治四四年一月一日に東京府に提出された「生徒人員調べ」の表に記された学部・科の構成と一致するため、この規則書を明治四四年度の規則と判断した。四四年度内に新たに規則書が印刷されたか否かは不明。

・「大学学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは「注意」は15×22 cm、「心得」は20×45 cm。復刻にあたり縮小、左右をカットした。

・「教育の方針」中、賢母と良妻の記述順序が逆になり、国民は日本国民と記され、「教育の方法」中、自学、自治などの用語が加わるなど変更点がある（二頁）。

・学部構成の表記が大きく変更され、教育学部に理化数学科、博物科、家政科^{第一二部}、文科と表記された。予科がそれぞれの学部に附設される形式となり、修業年限も一か年に統一された（二頁及び第六條）。

・新たに「特典」が加えられ、教育学部家政科第一部と第二部の卒業生のなかで条件を満たした者に対し

て家事科教員の無試験検定を受けることができると記された(二・三頁)。

・「寮舎」について、「社交の趣味犠牲の精神を養はしむ」場から「勤労の趣味犠牲の精神を養はしむ」場へと書き改められた(三頁)。

・各学部の必修科目の筆頭に記されていた「倫理」もしくは「倫理及社会学」が全て「修身」に変更されたほか、学部によって必修科目・授業時数に変更された(第七條・第十三條)。

・研究科の課程及時間割配当がなくなった(第三六〜四二條)。

・生徒心得の頁がつけ加えられた(三二頁)。

三 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」(明治四五・大正元年度用)

大正元年度用)

・大きさは 22×15 cm。五二頁。天地、左右をカットした。

・表紙に明治四十五年七月印刷と印刷。

・「大学学部学科選択に関する注意」「入学志願者心得」の二枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは「注意」は 15×22 cm、「心得」は 20×45 cm。復刻にあたり縮小、左右をカットした。

・二の明治四四年度用規則書中に加筆訂正されてあった箇所と大学校職員及び附属高等女学校職員・小学校幼稚園職員欄に変更がある他は二の内容と同じ。

四 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則、附属豊明小学校規則、附属豊明幼稚園規則」(大正三年度

用]

- ・大きさは22×15cm。五二頁。天地、左右をカットした。
- ・表紙には大正三年七月印刷と印刷。
- ・「入学志願者心得」の一枚の別刷り印刷物が挟まれている。大きさは20×45cm。復刻にあたり縮小、左右をカットした。
- ・表紙の装丁図柄が変更された以外、内容は三の「明治四十五年七月印刷」のものと同じ。

(成瀬記念館)

現行學則

日本女子大學校規則

並
附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校
規則、附屬豐明幼稚園規則

明治四十二年五月廿九日認可
四十三
附屬規則

大學部學部學科選擇に關する注意

本年度生徒を募集する學部學科と其特色の大要とを左に紹介す。
入學志望者は自己の境遇性質等に參照して熟考の上入學志望の學部學科を選定せらるべし。

一 家政學部本科第一年級及び豫科

本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育を施し、母たり、妻たり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆とを養成し、家庭の婦人としての天職を完成せしめんが爲めに我國の家庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものにして、教授は常に實際を重んじ、徒らに理論に偏して實際に疎なるの弊を避け、勉めて理論と實際とを調和せしめ、堅實にして活用ある婦人を養成せんとするものなり。

一 英文學部本科第一年級及び豫科

本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるゝのみならず、我國に於ては、之に加ふるに日進月歩の知識を傳播するの要具として普く中等以上の學校に採用せられ、而かも文學としては最も高尚健全なる思想感情に富みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つ其活用力を養はしむると同時に、出來得る限り英語の教科書にて諸種の學科を研究せしめ、それに依つて普通の智識を收得し擴張するの力を得せしめ、又後來子女の家庭教育上大に之を利用して母たるの職務を有効に完成するの用に供せしめ、或は英語教師とし一身を支持するの學力を得せしむ。

一 教育學部家政科^{第一部}本科第一年級及び豫科

本學部は主として後來教師たらんと欲する希望者の爲めに設けたるものなるも、女子は自然の教育家たるものなれば、教師志望者にあらざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備資格を修めんとする者にして、本學部の學科中自己の性質に適するものあらば宜しく選擇すべきなり。

家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部省より無試験にて家事科の中等教員たるの資格を授けらるゝと同時に、第一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不離の關係ある物理化學を研究し、第二部に於ては婦功として最も大切なる裁縫を學び、以て家庭の母たり主婦たる者に必要なる知能を開發する事を得るなり。

入學志願者心得

入學に關する事項

一、本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則書に定めたる入學願書履歷書の外左の書類を添へて差出すべし(規則書第二十一條參照)

一、卒業若しくは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健全並に品行に關する證明書

一、卒業證書若しくは本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書

二、修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生若しくは專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歴を有する者に課する特別入學試験科目は左の如し(規則書第十九條第二十條參照)

家政學部 國語(附讀 文典 作文) 算術、物理、化學

文學學部 國語(附讀 文典 作文) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

英文學部 國語(附讀 文典 作文) 算術、歷史(日本、東洋) 物理、英語

教育學部 國語(附讀 文典 作文) 算術、物理、化學

右試験の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る

三、修業年限四ヶ年の高等女學校を卒業し一ヶ年以上補習科若しくは専攻科に在學したる者は前項の試験科目中補習科若しくは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を免除す但し算術は幾何若しくは代數を以て之に代ゆることを得

四、前項に依り特別試験の免除を欲する者は入學願書と同時に補習科若しくは専攻科に於ける修業學科授業時數程度教科書を記したる當該學校の證明書を差出すべし

五、英文學部及び英語豫科の英語入學試験の程度は左の如し

英文學部第一學年

スケッチブックの程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

英語豫科第二學年

ナショナルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

六、大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず

七、各學部選科入學試験科目は左の如し(規則書第二十二條參照)

國語(附讀 文典 作文) 數學(算術、幾何 若しくは代數) 歷史(日本、東洋) 動物、植物、物理、化學

右試験の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右學科目の外第五項規定の英語試験を要す

八、各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若しくは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

十、高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

一、尋常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試験にて入學を許可す

但當該學校の修業證書若しくは本校入學期迄に修業すべき見込の證明書を入學願書履歷書に添へて差出すべし

一、前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試験を行ふ

讀書、作文、習字、算術、日本地理

十一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するもの、外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若しくは卒業、修業の證書に學業の成績身體の健全並に品行に關する證明書を添へて差出すべし

十二、入學願書差出の後も病氣若しくは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滞なく其旨届出づべし

十三、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあらざれば容易に許可せず志願者は入學願書差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す

十四、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出づべし

十五、入學試験時間割及び受験者心持は試験期日一週間前本校内に掲示す

十六、入學許可者に對しては始業一週間前に受験者に對しては試験期日十日前に入學許可若しくは試験期日の通知を發す地方の者は此通知を受けたる後上京せらるべし

十七、卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更に卒業證書若しくは卒業又は修業の證明書を差出すべし

十八、入學許可の通知を發したる日より一週間以内に入學手續完了せざる者及始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

入寮通學に關する事項

十九、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず

但特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべき家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適當と認めたる場合には通學を許可す

二十、入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし

二十一、通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし
但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で置くべし

二十二、教育學部の生徒は總て入寮せしむるものとす

日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる職務に従ふも缺ぐべからざる人格を養はしめ以て人としての自分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を授け以て淑女たり賢母たり良妻たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは國民たるの觀念を興へ社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し力めて學科を注入することを避け思考の材料と暗示を興へ生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に徳育に於ては自奮自修他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部左の如し

家政學部 修業年限三ヶ年

文學部 同

本科 英文學部 同

教育學部 同

豫科 普通豫科 同 一ヶ年

英語豫科 同 二ヶ年

附屬高等女學校 同 五ヶ年

附屬豐明小學校 同 尋常科六ヶ年

附屬豐明幼稚園 滿四歳ヨリ滿六歳マデ

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交る々々庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念社交の趣味犠牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て

其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を托囑す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至りたる

きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し其過半数の投票に依りて之を撰定囑托し又全員
缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員會の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す

七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員
會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

公爵 岩倉具定

侯爵 蜂須賀茂詔

土倉庄三郎

教務委員

伯爵

大隈重信

子爵

大倉孫兵衛

伯爵

岡部長職

理事

樺山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

村井吉兵衛

久保田正藏

麻生正藏

西園寺公望

北島治房

三井八郎右衛門

三井三郎助

澁澤榮一

廣岡淺子

廣瀬實榮

森村市左衛門

住友吉左衛門

財務委員

監事
財務委員

教務委員

教務委員

日本女子大學校規則

第一章 總則

第一條 本校は本邦の女子に適宜なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑
女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科を分て普通豫科、英語豫科とし本科を分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、
美術部、音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に
及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育學部の科目は左の如し

第一 家政學部

必修科目、倫理及社會學、心理及教育、生理及衛生、應用理化、經濟、國文、英語、料理、體操
選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、園藝、
隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖書

第二 文學部

必修科目 倫理、心理及教育、歴史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操

選修科目 料理、音樂、圖畫

第三 英文學部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、英語、國文、歴史、料理、體操

選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理

隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

第四 教育學部を分て二部とす

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、數學及理化、英語、手工、體操

隨意科目 國文、音樂

第二部

必修科目 倫理及社會學、心理及教育、博物、英語、手工、體操

隨意科目 國文學、音樂

第八條 本校各部の修業年限の最短期を三ヶ年とし生徒の事情に依り在學年限を延長することを得

第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

理化數學科

*

必修科目

倫理及社會學、心理及教育、教學及理化、英語、家事、体操

隨意科目

國文、音樂

博物科

必修科目

倫理及社會學、心理及教育、博物、英語、家事、体操

隨意科目

國文、音樂

家政科

必修科目

倫理、心理及教育、國語、英語、生理及衛生、應用理化、經濟、家事、料理

裁縫、体操

隨意科目

國畫、音樂

文科

必修科目

倫理、心理及教育、國語、漢文、歷史、地理、英語、体操

隨意科目

國畫、音樂

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日 曜 日

神 嘗 祭

十月十七日

秋季皇靈祭
天 長 節

十一月三日

新 嘗 祭

十一月廿三日

孝明天皇祭

一月三十日

紀 元 節

二月十一日

春季皇靈祭

皇后陛下御誕辰

五月廿八日

本校創立紀念日

四月二十日

第四章 授業時間 學科課程

第十三條 教授時間は各部各學年を通じて必修科、選修科（第一第二學年は少くとも二科目第三學年は一科申）隨意科を合せて一週^{三十一}十八時間以内とす

第十四條 各部の學科課程及時間配當は左表の如し

家政學部

選	目 科 修 必											
	應用博 物	計	體 操	料 理	英 語	國 文	經 濟	應 用 理 化	生 理 及 衛 生	心 理 及 教 育	倫 理 及 社 會 學	學 年 科 目
	二	二三	二	六	五	二		二	二	二	二	授 業 時 間
	應用博 物		普通體操 體育體操 遊戲體操 容儀體操	西日 洋本 料料 理理	講 讀 文 法	作 文 學 概 文 論		應 用 理 化 學	生 理 學	心 理 學	倫 理 學 實 踐 倫 理 學	第 一 學 年
		二三	二	六	五		二	二	二	二	二	授 業 時 間
			同	同	同		家 庭 經 濟 學	同	家 庭 衛 生	教 育 學	同	第 二 學 年
		一九	二	六	五			二	二	二	二	授 業 時 間
			同	同	同			同		家 庭 教 育 研 究	應 用 社 會 學 實 踐 倫 理 學	第 三 學 年

必		文 學 部
倫	科 目 學 年	
理	授 業 時 間	
二	第 一 學 年	
倫 實 踐 理 倫 學	授 業 時 間	
二	第 二 學 年	
同	授 業 時 間	
上	第 三 學 年	
一	授 業 時 間	
實 踐 倫 理	第 三 學 年	

隨 意 科 目					修 科 目				
圖 畫	音 樂	國 文	漢 文	哲 學 及 、 哲 學 史	園 藝	禮 法	法 制	美 術 史	歷 史
			二	一		一		一	一
						禮 法		本 邦 美 術 史	西 洋 史
		一	二	一		一		二	一
						同 上		西 洋 美 術 史	西 洋 史
		一	二	一	二	一	二		一
					園 藝	同 上	法 制		西 洋 史

目科修選			目科修								
圖	音	料	計	體	英	漢	國	國	人	歷	心理及教育
畫	樂	理		操	語	文	文	語	文	史	史
			二八	二	五	二	七			八	二
				普通體操 教育體操 遊戲體操 容儀體操	講讀、 文法	講 讀	國文學史(三) 文學概論(三) 修辭學(二) 及作歌(二)			本邦史(四) 附東洋史(四) 西洋史(四)	心理學
			二七	二	五	二	四		六	四	二
				同 上	同 上	同 上	同 上(二)	同 上(二)	本邦人文史(三) 附東洋人文史(三) 西洋人文史(三)	同 上(二)	教育學
			二七	二	五	二	五		一〇		二
				同 上	同 上	同 上	同 上(一)	同 上(四)	同 上(五)		兒童研究

教育學部

必修	
第一 部 物理 化學	心理及教育 倫理及社會學
一〇	二
物理 化學 算術 代數	心理 倫理 實踐 倫理 學
(五)	★
一〇	二
物理 化學 代數 幾何	教育學 教授法 保育法
(五)	上
一〇	二
物理 化學 三角 法	管理 法 兒童 研究 社會 學
(六)	應用 社會 學 佐理
期	學二第

隨 意 科 目				科 目		
圖 畫	音 樂	法 制	應 用 理 化	料 理	園 藝	美 術 史
			二			
			二	二	二	二
						西 洋 美 術 史
		二	二	二	二	
		法 制			園 藝	

理化數學科

★

科目意圖		必修科目									
音	國文	計	體操	家事	英語	物理化學	數學	心理及教育	倫理及社會學	科目	學年
		二五	二	二	五	五	五	四	二	第一學年	時數
			普通體操 體育保健 遊戲體操 空體操		講讀文法	物理化學	算術代數	心理學 教育史	實踐倫理學	第二學年	時數
		二五	二	二	五	五	五	四	二	第三學年	時數
			同上	同上	同上	物理化學	代數幾何	教育學 教育法 教授法	同上	第四學年	時數
		二五	二	二	五	六	四	四	二	第五學年	時數
			同上	同上	同上	物理化學	三角法	管理學 社會研究 教育問題 社會研究 古今內外	實踐倫理學 應用社會學	第六學年	時數

第一學年 於十八本表、外教授法、教授、相連給、每週實地教授、練習了課、

博物科

科目意圖		必修科目									
音	國文	計	體操	家事	英語	博物	心理及教育	倫理及社會學	科目	學年	
		二五	二	二	五	一〇	四	二	第一學年	時數	
			普通體操 體育保健 遊戲體操 空體操		講讀文法	植物學 動物學 植物(四)	心理學 教育史	實踐倫理學	第二學年	時數	
		二五	二	二	五	一〇	四	二	第三學年	時數	
			同上	同上	同上	植物學 動物學 植物(三)	教育學 教育法 教授法	同上	第四學年	時數	
		二五	二	二	五	一〇	四	二	第五學年	時數	
			同上	同上	同上	植物學 動物學 植物(二)	管理學 社會研究 教育問題 社會研究 古今內外	實踐倫理學 應用社會學	第六學年	時數	

第一學年 於十八本表、外教授法、教授、相連給、每週實地教授、練習了課、

家政科

科目		必修科目												
科目	学年	倫理	心理及教育	國語	英語	生理及衛生	應用理化	經濟	家事	料理	裁縫	體操	圖畫	音樂
第一學年	時間	二	三	三	三	三	二	二	二	三	六	二	二	
第一學年	科目	倫理學	心理學	講讀、作文	講讀、作文	生理學	應用理化	家事	日本料理	西洋料理	裁縫	普通體操、教育體操、遊戲、各種體操	圖畫	音樂
第二學年	時間	二	三	三	三	二	二	二	二	三	六	二	二	
第二學年	科目	教育學	教育法	同上	同上	衛生學	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第三學年	時間	二	四	二	三	二	二	二	二	三	六	二	二	
第三學年	科目	實踐倫理	管法	管法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第三學年、於下本表、外教授時、教授、相建給、每週、實地教授、練習、了、得、了

文科

科目		必修科目									
科目	学年	倫理	心理及教育	國語	漢文	歷史	英語	體操	圖畫	音樂	
第一學年	時間	二	三	八	五	五	三	二	二	二	
第一學年	科目	倫理學	心理學	講讀、作文	講讀	本邦史	講讀、作文	普通體操、教育體操、遊戲、各種體操	圖畫	音樂	
第二學年	時間	二	三	八	五	五	三	二	二	二	
第二學年	科目	教育學	教育法	講讀、作文	同上	本邦史	同上	同上	同上	同上	
第三學年	時間	二	四	八	五	五	三	二	二	二	
第三學年	科目	實踐倫理	管法	管法	同上	本邦史	同上	同上	同上	同上	

第三學年、於下本表、外教授時、教授、相建給、每週、實地教授、練習、了、得、了

目科意隨		目 科					
音	國	計	體	手	英	部二第	
						博	物
	學	二五	操	工	語	一〇	動植
	二		遊藝體操、容儀體操	園藝、牧畜	講讀文法	(四)	物物(六)
		二五	二	二	五	一〇	動物
	二		同	同	同	生理衛生	鑛物地質(二)
		二五	上	上	上	(六)	(二)
		二五	二	二	五	一〇	鑛物地質(四)
	二		同	同	同	生理衛生(六)	(二)
		二五	上	上	上	(六)	(二)
習 練 地 實 は 後 以							

第五章 及落 卒業

第十五條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十七條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印	
姓	
名	

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

教授 姓名

名 印

(當該學部擔任教授署名す)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏
學監 氏

名 名
印 印

印

第六章 入學 在學

第十八條 定期入學は毎學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生したる場合臨時入學を許すことあるべし

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に於ては本校英語豫科と卒業したるもの、外は英語の試験を課し教育學部に於ては教員たるに適當たりと認めたる者に對し學力検査の上入學を許す

一 修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一 師範學校卒業生

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該当する入學志願者は學方を檢定することあるべし

第二十條 専門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ケ年以上の學歷を有するものは特別試験を行ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

無試験入學志願者は「試験の上」を略し
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本籍 縣 府 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 何

何 誰

生 年 月 日

私儀御校何學部へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履歷書

本籍 縣 府 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 何 妹 何

何 誰

一 生年月日

一 轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す

一 ……………

賞 罰

右之通に候也

年 月 日

右

何

誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(此紙に捺印)

在 學 證 書

現 住 本 籍

縣 府 所

國

郡 市 區

村 町

番 地

華 士 族 平 民 何 某

何

何 姉 何 妹

生 年 月

日 誰

印 收 三
紙 入 錢

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也
但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

年月日

保證人何

生年 誰印
月 日

日本女子大學校長氏名殿

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉任の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止を得ざる事故の爲め三ヶ月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特待生

第三十條 本校本科第二等級以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議の議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

第九章 選科生

第三十一條 各學部若くは英語豫科の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科生は必ず倫理科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す
 第三十五條 入學願書履歷書等の書式は本科に準す

第十章 研究科

第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす

第三十七條 研究科の修業年限は三ヶ年以内とす

第三十八條 教育研究科の課程及時間配當は左表の如し

教育研究科課程及時間表

必修科					科目 學期	授業 時間	第一期	授業 時間	第二期	授業 時間	第三期
倫理	教育學	教授法	音樂	實地練習							
二	七	八	二		第一	二	二	二	二	二	二
應身教授法	應用心理學	教育原理	保管教育法	樂器練習	第一	二	二	二	二	二	二
同上	教育法史	同上	同上	同上	第二	二	二	二	二	二	二
同上	當今内外の教育問題				第三	二	二	二	二	二	二

附屬學校幼稚園實地授業

目科修選	目	
	計	體操
圖習英		二
齋字語	二一五	二
二二	二一	普通體操、教育體操、 遊戲體操、容儀體操
		二
		同
		上
		二
		同
		上

第三十九條 家政文學英文三學部の研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十條 研究生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十一條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十二條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十三條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第十一章 豫科

第四十四條 本科に入學せんと欲するも素養の不足なるものゝ爲に普通豫科及び英語豫科を置く

第四十五條 普通豫科の修業年限は一ケ年とし英語豫科の修業年限は二ケ年とす

第四十六條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を有する者とし其他は修業年限四ケ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

縫圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生
 - 一、專門學校入學者檢定規程に依り無試驗檢定を受くる資格を有する者
 - 一、專門學校試驗檢定合格證書を有する者
 - 一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者
 - 一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生
- 第四十七條 普通豫科、英語豫科の學科の學科課程及時間配當は左の如し

普通豫科

學		科		教授		間	
倫	理	實	踐	倫	理	一	
國	語	講	讀	作	文	九	
漢	文	音	讀	譯	解	五	
英	語	文	典	書	會		
歷	史	西	洋	史			
理	科	地	理、化學、天文	質		三	
數	學	代	數			二	
體	操	普	遊	通	體	三	
		操	戲				

裁	縫	縫方、裁方、繕方	(三)	隨意科となすことを得
計		二八		
英語豫科				
學科	學年	教	授	第一學年
倫理	一	實	踐	倫理
英	二	音	讀、譯解、會話、書取、習字	二
體操	三	普	遊	體操
計	二八			二八
學科	學年	教	授	第二學年
倫理	一	同		上
英	二	音	讀、譯解、會話、書取、文、繙譯、文、書取、典	二
體操	三	同		上

第四十八條 本校の諸規則は凡て之を豫科に適用す

第四十九條 豫科を修了したる者には修業證書を授與す

第五十條 入學願書履歷書等の書式は本科に準ず

第十二章 科外講演

第五十一條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第五十二條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第五十三條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第五十四條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とする

第五十五條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし
但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

第十三章 學 費

第五十六條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受験入學者 金貳圓

第五十七條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十八條 授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第五十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十一條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十四章 寮 規

第六十二條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十三條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣く日用の常識を養はしむ

第六十八條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓	食料	六圓五拾錢
折衷寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	六圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓	食料	九圓

第六十九條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし

同 同

英 文 學
英 語 英 文 學
本 邦 史
心 理 學
物 理 學
漢 學
倫 理 學、心 理 學、教 育 學
英 語
園 藝 學
數 學
國 文 學
英 語
教 育 學
衛 生 學
漢 文 學、國 學
國 文 學、和 歌
植 物 學
教 學、教 授 法
國 文 學
體 操

文 學 士
文 學 士
文 學 博 士
農 學 士
理 學 士
文 學 博 士
マ、ス、タ、ー、オ、
フ、ア、ー、ツ、
醫 學 博 士
理 學 博 士
文 學 士

松 浦 政 泰
ミ、ス、フ、イ、リ、ッ、ブ、ス
藤 岡 繼 平
福 來 友 吉
後 藤 牧 太
五 弓 安 二 郎
麻 生 正 藏
ミ、ス、ア、ズ、バ、ン
佐 々 木 祐 太 郎
實 吉 益 美
水 村 正 辭
岸 本 能 武 太
湯 本 武 比 古
三 宅 秀
三 輪 田 眞 佐
三 宅 龍
三 宅 驥 一
篠 田 利 英
鹽 井 正 男
白 井 規 矩 郎

教會庶庶幹同同同同同同同同同同同同同同同囑同同同同同
 託
 教
 師
 務計務務事

琴琴日生茶薙 ヲビ造造西數國鑛英
 本 料 刀 ヲアアイオリン ノ 花 花 理 學 學 學 語
 理 花 道 刀

パチエラー、オブ、
 アーツ
 理學博士
 理學士

野芹片兒塘宮佐赤兒松矢安上金金渡千關神島
 澤 岡 玉 下 藤 島 澤 原 子 子 邊 本 根 保 田
 原 敏 都 太 里 佐 堀 浦 達 い き も 友 鎌 福 正 小 重
 野 方 郎 槌 郎 代 久 菊 茂 恒 さ 孝 せ と 枝 吉 隆 直 虎 祐
 庭 方 郎 槌 郎 代 久 菊 茂 恒 さ 孝 せ と 枝 吉 隆 直 虎 祐

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歴書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何 誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 兄 父 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該当する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虚弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一箇年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五節 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者 金 壹 圓

一臨時受験入學者 金 一圓五拾錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 八圓 第二學期 八圓 第三學期 六圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 寮 規

第二十一條 寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を準用す

本校職員員 (イロハ順)

校長 監 諭

校 學 教 同 同 同 同 同 同 同

裁	數	習	圖	裁	國	歷	理
					語、	史、	科、
					家	地	修
縫	學	字	畫	縫	事	理	身

田	樺	小	戶	本	穗	八	井	麻	成
		野	田	間	積	田	上	生	瀬
中		綱	二					正	仁
		之							
貞	董	助	郎	哲	銀	敏	秀	藏	藏

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌、體操、手工裁縫とす

第四條 尋常小學科の修業年限は六箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修 身	教 科 目	
	學 年	時 間
二 道徳ノ要	第一學年	每週 時間
二 同	第二學年	每週 時間
二 同	第三學年	每週 時間
二 同	第四學年	每週 時間
二 同	第五學年	每週 時間
二 同	第六學年	每週 時間

唱歌	圖畫	理科	地理	日本歴史	算術	國語
一	一				四	八
單音唱歌	平易ナル形				乗方ケ園ノ二 除及ル内數十 加書數ニノ以 減キヘ於範下	シロキミ通易假發 方方方方文ナ名音 、、、、ノル及 話綴書讀普近
一	一				五	二
同上	同上				加書ル内數百 減キ數ニノ以 乗方ヘ於範下 除及方ケ園ノ	シロキミ通易文常假 方方方方文ナ字須名 、、、、ノル及知 話綴書讀普近ノ日
一	一				五	三
同上	簡易ナル形體				減通常 乗除ノ加	話綴書讀普近ノ日 シロキミ通易文常 方方方方文ナ字須 、、、、ノル及知
一	一				五	三
同上	同上				加書呼及減通 減キヒ小乗常 方方數除ノ加 及、ノ	同 上
一	一	二	一	一	四	九
單音唱歌	同上	現象 又自然ノ 物、礦物 植物、動	ノ日本地理 大要	ノ日本歴史 大要	數易計幣度加 ナル算及量減 小簡、時衡乘 、ノ貨除	綴リ方、 書キ方、 讀ミ方、 普通文ノ ノ文字、 日常須知
一	一	二	一	一	四	九
同上	同上	同上	續キ前學年ノ	續キ前學年ノ	比簡易ナル 小數分數	同上

計	裁縫	手工	體操
三		二 簡易ナル 細工	三遊戲
二四		二同	三同上
二七		二同上	三普通體操戲
二七		二同上	三同上
二六	二 運針法 通常ノ衣 類ノ縫方	二同上	三普通體操戲
二六	二 通常ノ衣 類ノ縫方 裁縫ヒ 方、方、方、方 繕、裁、裁、裁 ヒ、チ、ヒ、ヒ	二同上	三同上

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華士族 平民 何某 姉妹

何 誰 生 年 月 日

右之者御校附屬豊明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

現 在 所

年 月 日

右父兄、或は後見人

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

經 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 幼 稚 園 在 園

右之通に候也

年 月 日

右父兄

何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

第五章 學費

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

附屬豐明幼稚園規則

第一章 總則

第一條 附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音樂、談話、手工とす

第四條 幼児の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

第三章 定員 入園 退園

第六條 幼児の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(用紙は滲紙)

經歷書

幼兒 何

某

一族籍 北海道何市區何町何番地 華士族何某 兄弟等

一住所 東京府何郡何町何番地 何某内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

出生年月日

一 營養品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一 養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一 痘 種痘或は天然痘

一 生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一 兩親の年齢及健否

一 兄姉妹の數及健否

一 食物其他の好惡

一 氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

年 月 日

右
後父見人

何

某

第九條 入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園證書を差出すべし

在園證書

北海道何國何郡區何町何番地
華士族何某兄弟妹等

何

某

生年月日

三收印
紙入錢

印

(用紙美濃紙)

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族
北海縣 平長
何府縣 長

年 月 日

右保證人 何

某印

日本女子大學校長氏名殿

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其事由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

第五章 入園料 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一ヶ月金壹圓五拾錢とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員

小學校教員

同

同

同

同

幼稚園保母

藤原千代
柘植さい
豊田
清水
甲賀
松田
奥田
めい

日本女子大学校四十周年
編纂資料

10 49 出所 幹事室 保

編
要

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

(電話番町七七〇)

明治四十四年一月印刷

各字新字科課程表中
印刷ノ誤リヲ改刷ノ時ニ訂正スルニ
塘

日本女子大學校規則

並 附屬高等女學校規則、附屬豊明小學校
規則、附屬豊明幼稚園規則

7

大學部學部學科選擇に關する注意

本年度生徒を募集する學部學科と其特色の主要とを左に紹介す。
入學志望者は自己の境遇性質等に參照して熟考の上入學志望の學部學科を選定せらるべし。

一家政學部本科第一年級及び豫科

本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育を施し、母たり、妻たり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆とを養成し、家庭の婦人としての天職を完成せしめんが爲めに我國の家庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものにして、教授は常に實際を重んじ、徒らに理論に偏して實際に疎なるの弊を避け、勉めて理論と實際とを調和せしめ、堅實にして活用ある婦人を養成せんとするものなり。

一英文學部本科第一年級及び豫科

本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるゝのみならず、我國に於ては、之に加ふるに日進月歩の知識を傳播するの要具として普く中等以上の學校に採用せられ、而かも文學としては最も高尚健全なる思想感情に富みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つ其活用力を養はしむると同時に、出來得る限り英語の教科書にて諸種の學科を研究せしめ、それに依つて普通の智識を收得し擴張するの力を得せしめ、又後來子女の家庭教育上大に之を利用して母たるの職務を有効に完成するの用に供せしめ、或は英語教師とし一身を支持するの學力を得せしむ。

一教育學部家政科^{第一部}本科第一年級及び豫科

本學部は主として後來教師たらんと欲する希望者の爲めに設けたるものなるも、女子は自然の教育家たるものなれば、教師志望者にあらざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備資格を修めんとする者にして、本學部の學科中自己の性質に適するものあらば宜しく選擇すべきなり。

家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部省より無試験にて家事科の中等教員たるの資格を授けらるゝと同時に、第一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不離の關係ある物理化學を研究し、第二部に於ては婦功として最も大切なる裁縫を學び、以て家庭の母たり主婦たる者に必要なる知能を開發する事を得るなり。

但し入學志望者數の都合は依り家政科第一部は或は本年度は開始を見命ずるべし。

入學志願者心得

入學に關する事項

一、本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則書に定めたる入學願書履歷書の外左の書類を添へて差出すべし(規則書第二十一條參照)

一、卒業若しくは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健全並に品行に關する證明書

一、卒業證書若しくは本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書

二、修業年限四箇年の高等女學校卒業生若しくは專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一箇年以上の學歴を有する者に課する特別入學試験科目は左の如し(規則書第十九條第二十條參照)

家政學部 國語(講讀、文典) 算術、物理、化學

文學部 國語(講讀、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

英文學部 國語(講讀、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理、英語

教育學部文科 國語(講讀、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

教育學部理化數學科
家政科 國語(講讀、文典) 算術、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

三、修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若しくは専攻科に在學したる者は前項の試験科目中補習科若しくは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を免除す但し算術は幾何若しくは代數を以て之に代ゆることを得

四、前項に依り特別試験の免除を欲する者は入學願書と同時に補習科若しくは専攻科に於ける修業學科授業時數、程度、教科書を記したる當該學校の證明書を差出すべし

五、英文學部の英語入學試験の程度は左の如し

英文學部本科

スケッチブックの程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

同豫科

ナショナルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

六、大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず

七、各學部選科入學試験科目は左の如し(規則書第二十二條參照)

國語(講讀、文典) 數學(算術、幾何) 歷史(日本、東洋) 動物、植物、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右學科目の外第五項規定の英語試験を要す

八、各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若しくは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

十、高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

一、尋常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試験にて入學を許可す

但當該學校の修業證書若しくは本校入學期迄に修業すべき見込の證明書を入學願書履歷書に添へて差出すべし

一、前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試験を行ふ

讀書、作文、習字、算術、日本地理

十一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若しくは卒業、修業の證書に學業の成績身體の健全並に品行に關する證明書を添へて差出すべし

十二、入學願書差出の後病氣若しくは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滞なく其旨届出づべし

十三、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあらざれば容易に許可せず志願者は入學願書差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す

十四、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出づべし

十五、入學試験時間割及び受験者心得は試験期日一週間前本校内に掲示す

十六、卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更に卒業證書若しくは卒業又は修業の證明書を差出すべし

十七、入學許可の通知を發したる日より一週間以内に入學手續完了せざる者及始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

入寮通學に關する事項

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず

但特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべき家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適當と認めたる場合には通學を許可す

十九、入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし

二十、通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし

但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で置くべし

日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豊島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み静閑の境自ら修養練磨の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる人格を養はしめ以て人としての本分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人とし修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を養ひ以て淑女たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは日本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學藝上に於ては自學を獎勵し力めて知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に德育に於ては自修自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部左の如し

家政學部 修業年限豫科一ケ年 本科三ケ年

文學部 同 同

英文學部 同 同

教育學部 理化數學科 同 同

同 博物科 同 同

同 家政科第一部 同 同

同 家政科第二部 同 同

附屬高等女學校 同 五ケ年

附屬豐明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豐明幼稚園 滿四歲ヨリ滿六歲マデ

○特典 教育學部家政科第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり

○免許學科

一 家政科第一部 家事

一 家政科第二部 家事

○資格

一 修業年限四ケ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして豫科に入學し四ケ年間に學卒業したる

者

一 修業年限五ヶ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間に在學卒業したる者

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し（規則第十九條第四項參照）三ヶ年間に在學卒業したる者

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るゝ庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念勤勞の趣味犠牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物業器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と

協議の上前記一切の資産を以て財団法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目的

第一條 本財団法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財団法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財団法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財団法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第二號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財団法人に拂込まるゝ資金及び本財団法人の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財団法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借川金は本財団法人設立の上は債務の更改をなし本財団法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず
第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を托囑す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑托し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

侯爵 蜂須賀茂詔

土倉庄三郎

伯爵 大隈重信

大倉孫兵衛

伯爵 岡部長職

子爵 榑山資紀

伯爵 成瀬仁藏

村山龍平

理事

教務委員

教務委員

監事

財務委員

財務委員

男爵

侯爵

男爵

男爵

男爵

村井吉兵衛

久保田讓

麻生正藏

西園寺公望

北島治房

三井八郎右衛門

三井三郎助

澁澤榮一

廣岡淺子

廣瀬實榮

森村市左衛門

住友吉左衛門

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科は本科各部に分屬し本科は分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、美術部、音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育部の科目は左の如し

第一 家政學部

必修科目 修身、心理及教育、生理及衛生、應用理化、家事、經濟、國文、英語、料理、體操

選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、園藝、

隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖畫、

第二 文學部

必修科目 修身、心理及教育、歷史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操

選修科目 料理、音樂、圖畫

第三 英文學部

必修科目 修身、心理及教育、英語、國文、歷史、料理、體操

選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理

隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

第四 教育學部を分て四科とす

理化數學科

必修科目 修身、心理及教育、數學、物理及化學、英語、家事、體操

隨意科目 圖畫、音樂

博物科

必修科目 修身、心理及教育、博物、英語、家事、體操

隨意科目 圖畫、音樂

家政科

第一部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、物理及化學、數學、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

第二部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、應用理化、裁縫、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

文科

必修科目 修身、心理及教育、國語、漢文、歷史、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

第八條 本校各部の修業年限は豫科一ケ年本科三ケ年とす

第二章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日曜日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 天長節

新嘗祭 十一月廿三日 孝明天皇祭 十一月三十日

紀元節 二月十一日 春季皇靈祭
 皇后陛下御誕辰 五月廿八日 本校創立紀念日
 四月二十日

第四章 授業時間 學科課程

第十三條 各部の學科課程及授業時間は左の如し

家政學部豫科

科	身	實踐倫理	授業時間	一	科	料	理	目	授業時間
	國語及漢文	講讀、作文、文法	九	圖		畫	圖	畫	二
英	語	講讀、文法	五	音	樂	唱樂、樂器練習(隨意)	二		
數	學	代數、幾何	三	體	操	普通體操、遊戯體操、 教育體操、容儀體操	二		
裁	縫	裁	三	計			二九		

文學部豫科

家政學部豫科に同じ

英文學部豫科

國語	英語	修身	實踐倫理	科目	授業時間
				體操	
講讀、作文、文法	音讀、譯解、會話 書取、作文、文法	一	二	計	二
				普通體操、遊戲體操 教育體操、容儀體操	二
					二八

教育學部理化數學科豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部博物科豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部家政科第一部豫科

家政學部豫科に同じ

修 選				目 科 修 必									
法	美	歷	應	計	體	料	英	國	經	家	應	生	心
制	術	史	用		操	理	語	文	濟	事	用	理	理
	史	史	博	二 三	二	四	五	二		二	二	二	二
	本	西	應		普 通 體 操 、 容 儀 體 操	日 本 料 理	講 讀、 文 法	文 學 概 論		家 事 (實 習 一 回)	應 用 理 化 學	生 理 學	心 理 學
	邦	洋	用	二 三	二	四	五	滿 洲 、 作 文 、 文 法	二	二	二	二	二
	美	洋	博		同	同	同		家 庭 經 濟	家 事 (實 習 二 回)	同	家 庭 人 衛 生	教 育 學
	術	史			上	上	上		學		上	生	學
	史	史		一 九	二	四	五			二	二		二
	二	一			同	同	同			家 事 (實 習 二 回)	同		家 庭 教 育 研 究
法		西			上	上	上			二	上		育
制		洋											青
		史											

文學部本科

必		修 身	科 目 學 年	授 業 時 間
歷 史	心 理 及 教 育			
八	二	二	第二學年	二
西 本 洋 邦 史 史 史 (四) (四)	心 理 學	倫 理 學	第二學年	二
四	二	二	第三學年	一
同 上 (二) (二) (二)	教 育 學	上	兒童研究	二

隨 意 科 目					科 目		
圖 畫	音 樂	國 文	漢 文	哲 學 及 哲 學 史	園 藝	裁 縫	禮 法
			二	一		四	一
						裁 縫	禮 法
		一	二	一		四	一
						上	上
		一	二	一	二	四	一
					園 藝	同 上	同 上

目 科 修 選						目 科 修						
料	園	美	生	漢	哲		體	料	歷	國	英	心
理	藝	術	理	文	學	計	操	理	史	文	語	理
			二	二	一	二四	二	三	一	二	二	二
			生	講	哲		普通體操、遊戲體操、 教育體操、容儀體操	料	西	講	散	心
			理	讀	學			理	洋	讀、時	文、美	理
					總				史	文	文、文	學
					論						典、講	
						二二					讀	
二		二	二	二	一		二		一	二	二	二
		西	衛	同	哲		同		同	翻	修	教
		洋	生	上	學		上		上	譯	辭	育
		美			史					學	學、作	學
		術								文	文上	
		史								上		
二	二					二〇	二		一	一	一	二
	園						同		同	翻	文	兒
											同	童
											學	庭
	藝						上		上	譯	史、作	教
											文上	育
												究
												究

教育部理化數學科本科

必修科目							科 目 學 年	授 業 時 間
體 操	家 事	英 語	物 理 及 化 學	數 學	心 理 及 教 育	修 身		
二	二	五	五	五	四	二	第一學年	二
普通體操、 容儀體操	家庭 事務	講 讀、 文 法	物 理、 化 學	算 術、 代 數	心 理、 教 育、 史 學	實 驗、 倫 理、 學 理		
二	二	五	五	五	四	二	第二學年	二
同上	同上	同上	同上	代 數、 幾 何	教 育、 保 育、 法 學	同上		
二	二	五	六	四	四	二	第三學年	二
同上	同上	同上	同上	三 角 法	管 理、 法、 兒 童 研 究、 當 今 內 外 の 教 育 問 題	實 驗、 倫 理		

隨 意 科 目			
圖 畫	音 樂	法 制	應 用 理 化
			二
			二
		二	二
		法 制	

科目意隨		計
音	圖	
樂	畫	二五
		二五
		二五
		二五

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し各週實地教授の練習を課す

教育學部博物科本科

必修科目							
計	體操	家事	英語	博物	心理及教育	修身	科
							日學
二五	二	二	五	一〇	四	二	授業時間
	普通體操、 教育體操、 遊戯體操、 容儀體操	家事	講讀文法	動物(四) 植物(六)	心理學 教育學 史學	實理倫學	第一學年
二五	二	二	五	一〇	四	二	授業時間
	同上	同上	同上	動物(三) 植物(三) 生理衛生(六)	教育法 保育法 教授法	同上	第二學年
二五	二	二	五	一〇	四	二	授業時間
	同上	同上	同上	動物(四) 植物(四) 生理衛生(六)	管理法、 兒童研究 當今内外の 教育問題	實理倫學	第三學年

×

部二第		部一第		料	家	心理及教育	修身	科目	學年
裁	應用理化	數	物理化學						
一二	二	四	八	一	二	二	布	時間	授業
裁	物理化學(一實驗)	代數、三角法	物理(四)(實驗二回) 化學(四)(實驗二回)	料理(實習一回)	家事(實習一回)	倫心倫理學	倫實踐倫理	第一學年	
一二	二	四	八	一	二	二	二	時間	授業
同	同上(同上)	代數	同上(實驗二回) 同上(實驗二回)	同上(同上)	同上(實習一回)	教教授法	同上	第二學年	
一二	二		八	一	二	四	二	時間	授業
同	同上(同上)		同上(同上) 同上(同上)	同上(同上)	同上(同上)	教授法、管理法 教育演習	實踐倫理	第三學年	

教育學部家政科本科

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

目科意隨	
音	圖
樂	畫

科目意隨		修 科 目						
音	圖	計	體	英	歷	漢	國	心理及教育
樂	畫		操	語	史	文	語	
		二九	二	三	五	五	一〇	二
			普通體操、遊藝、 教育體操、容儀體操	講讀、文法	東本 洋邦 史史	講 讀	講讀、文法、作文	論 心 理 學
		二九	三	三	五	六	九	二
			同	同	西東本 洋洋邦 史史史	同	文講讀、文法、作文 學	教 授 育 法 學
		三〇	二	三	四	六	九	四
			同	同	西本 洋邦 史史	同	同	教 授 法 、 管 理 法 、 演 習 法
			上	上	史史	上	上	

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

第五章 及落 卒業

第十四條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十五條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

教 授 姓

(當該學部擔任教授署名す)

名 印

各教授の證明に徴し此書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校 長 氏
學 監 氏

名 名
團 團

印

第六章 入學 在學

第十七條 定期入學は毎學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし

第十八條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を

有する者とし其他は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫
圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

但し英文學部豫科に入學するものは英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生

一、專門學校入學者檢定規程に依り無試験檢定を受くる資格を有する者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者

一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に於ては英語の試験を課し教育學部に於ては教員たるに適當なりと認めたる者に對し學力檢定の上入學を許可す

一、本校附屬高等女學校卒業生

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一、師範學校卒業生

一、修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歷を有するものは特別試験を行

ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の舊式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書 無試験入學志願者は「試験の上」を略し
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本籍府縣市區町村番地

華士族平民何某
何姉妹女

何

生年月日

誰

私儀御校何學部(本科)課科へ入學仕度候間、無試験にて「試験の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ
此段相願候也

年 月 日

右

何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履歷書

本籍 府 縣 市 郡 區 町 村 番 地

華士族平民何某
何姉妹女

何

誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業
一何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す
一……………

賞 罰

右之通に候也

年 月 日

右

何

誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在 學 證 書

現 住 所

本 籍 縣 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何

姉 何 姉 女

生 年 月 日 誰

三 收 印
紙 入 錢

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人
に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也
但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現 住 所

本 籍 族

職 業

年 月 日

保證人 何

誰 印
生 年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
 - 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
 - 三、引續き一箇年以上缺席したる者
 - 四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者
- 第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特待生

第三十條 本校本科第二學年以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績により教員會議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

第九章 選科生

第三十一條 各學部の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科は必ず修身科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第三十五條 入學願書履歷證書等の書式は本科に準ず

第十章 研究科

第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす

第三十七條 研究科の修業年限は三箇年以内とす

第三十八條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第三十九條 研究科生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十一條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十二條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第十一章 科外講演

第四十三條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第四十四條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第四十五條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第四十六條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第四十七條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

第十一章 學費

第四十八條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受驗入學者 金貳圓

第四十九條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十條 授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第五十一條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十二條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第五十三條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十三章 寮 規

第五十四條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第五十五條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第五十六條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第五十七條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第五十八條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
 第五十九條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め
 日用の常識を養はしむ

第六十條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし
 但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓	食料	六圓五拾錢
折衷寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	六圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓	食料	九圓

第六十一條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし

入寮願

右(御校へ入學許可の上は)入寮爲致度此段相願候也	住所	何學部何年生	姓	名
年 月 日	現住所			
日本女子大學校長氏名殿	右父兄若くは保證人		何	誰印

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ

となく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

- 一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし
- 一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通思として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし
- 一 一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

本校職員 (イロハ順)

校長	成瀬仁藏
學監	麻生正藏
教授	市村瓊治郎
同	井上秀
同	萩野由之
同	本邦史、國文學
同	文學博士
同	本邦人文史
同	文學博士
植物業學	服部他助
	ベチエラー、 オプ、アーツ

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西洋人文史 西洋歷史 經濟史 應用理化 倫理教育 國文學 動物學 兒童研究 裁縫學 衛生學 數學 漢學 日本書 國文學 博物學 法學 西洋美術史 日本禮法 生理學 國文學

文學士 フ、マ、スター、ア、イツ、カ 文學士 文學博士 文學博士 文學士 文學士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士

村川堅固 村田勤 中隈藏 長井義 成瀬仁藏 武島又次郎 高倉卯三郎 高島平三郎 吉田しづこ 横手千代之助 樺正董 川野健作 川端玉章 渡邊英一 渡瀬庄二郎 奧田義人 大塚保治 小笠原清務 大澤謙三 穂積銀

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西洋歷史 植物學 西洋書 英文學 英語英文學 本邦史 心理學 物理學 物理、化學 料理學、心理學、教育學 英語 園藝學 英語 教育學 衛生學 漢文學、國學 國文學、和歌 植物學 教育學、教授法

法學博士
理學士

文學士
文學博士

農學士
マスタ、
ブ、アーツ

醫學博士

理學博士

浮田和民 草野俊助 松井昇 松浦政泰 ミス、フィリップス 藤岡繼平 福來友吉 後藤耕太 近藤耕藏 手塚かね 麻生正藏 ミス、アズバン 佐々木祐太郎 岸本能武太 湯本武比古 三輪田眞秀 三宅眞佐 三宅驥一 篠田利英

務務

科外講師

校醫

東洋内科醫院長
耳鼻咽喉科病院長

文學博士

井上哲次郎

男爵

戸川安宅

藥學博士

神田乃武

文學博士

田原良純

醫學博士

坪内雄藏

中濱東一郎

中川謙二郎

文學博士

村井知至

醫學博士

上山萬年

文學博士

三上山胤通次

醫學士

高田信安

ドクトル

小柴木信六郎

前田園

寺村清
上野もろ
堀内満壽
佐相寅藏

附屬高等女學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程及時間表

科目	學年	時間	
		一週	一週
修身	第一年學	二	二
	第二年學	二	二
	第三學年	二	二
	第四學年	二	二
	第五學年	二	二
國語	第一年學	七	七
	第二年學	七	七
	第三學年	七	七
	第四學年	七	七
	第五學年	七	七
講讀、作文、習字	第一年學	二	二
	第二年學	二	二
	第三學年	二	二
	第四學年	二	二
	第五學年	二	二

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 某 姉 妹 女

何

誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

履 歷 書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 何 妹 女

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 以 上 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 兄 父 の 職 業

一 何 年 何 月 以 上 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 上 何 年 何 月 以 下 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

誰

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該当する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一個年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五節 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一 定期受験入學者 金 壹 圓

一 臨時受験入學者 金 一 圓 五 拾 錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 八 圓 第二學期 八 圓 第三學期 六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌、體操、手工裁縫とす

第四條 尋常小學校の修業年限は六箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修 身	教 科 目	
	學 年	每 週 時間
二 旨	第一學年	第一學年
二 同	第二學年	第二學年
二 同	第三學年	第三學年
二 同	第四學年	第四學年
二 同	第五學年	第五學年
二 同	第六學年	第六學年

唱	圖	理	地	日本	算	國
歌	畫	科	理	歷史	術	語
一	一				四	八
單音唱歌	單形				乘方ケル内ノ二十以下 除及加減	シリキミ通易假發 方方方文ナ名音 、、、ノル及 話綴書讀普近
一	一				五	〇
同上	同上				加書ル内數百以下 減キ數ニ於範圍ノ 乘方ケル内ノ 除及方ケル	シリキミ通易文常假 方方方文ナ字須名 、、、ノル及知 話綴書讀普近ノ日
一	一				五	三
同上	簡易ナル				減通常 乘常ノ 除加	話綴書讀普近ノ シリキミ通易文常 方方方文ナ字須 、、、ノル及知
一	一				五	三
同上	同上				加書呼及減通 減キヒ小乘常 方方數除ノ 及、ノ、加	三 同 上
一	一	二	一	一	四	九
單音唱歌	同上	現象又自然ノ 植物、礦物、動物	日本地理	日本歷史	數易ナ爾小 計算、時、簡 度量衡貨除 加減乘除	綴リ方、 書キ方、 讀ミ方、 普通文ノ ノ文字、 日常須知
一	一	二	一	一	四	九
同上	同上	同上	續キ前學年ノ	續キ前學年ノ	比例 簡易ナル 小數分數	九 同 上

體操	三遊戲	三同	上	三遊普通體操戲	三同	上	三遊普通體操戲	三同	上
手工	二簡易ナル	二同	上	二同	上	二同	上	二同	上
裁縫							二逆針法 通常ノ衣類ノ縫方		二通常ノ衣類ノ縫方
計	三	二四	二七	二七	二六	二六	二六	二六	二六

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬學明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 國 市 區 町 村 番 地

華士族平民何某 姉何妹女

何 誰 生 年 月 日

右之者御校附屬豊明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

現 在 所

右父兄、或は後見人

何 誰 印

日本女子 大學 校長 氏名 殿

(用紙美濃紙)

經 歷 書

本 籍 府 縣 國 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何 誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 幼 稚 園 在 園

右之通に候也

年 月 日

右父兄
何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

第五章 學 費

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

附屬豐明幼稚園規則

第一章 總 則

第一條 附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音樂、談話、手工とす

第四條 幼兒の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

第三章 定員 入園 退園

第六條 幼兒の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(用紙美濃紙)

經歷書

幼兒 何

某

一族籍	北海道 何市 何町	何町	何番地	華士族	何某	兄弟姊妹等
一住所	東京府 何市 何町	何町	何番地	平民	何某	兄弟姊妹等
一家長の職業	何官何商工何社の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)					
一出生地及其土地の情況						

一出生年月日

一養營品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一痘 種痘或は天然痘

一生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一兩親の年齢及健否

一兄弟姉妹の數及健否

一食物其他の好惡

一氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

右
後父兄
見人

年 月 日

何

某

第九條

入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園證書を差出すべし

(用紙を渡紙)

在園證書

北海道何國何郡區何町何番地
何府縣何市何村何番地
華十族何某
民何某
兄弟男女

何

某

印
三收
紙入錢

生 年 月 日

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族
北海縣 平民

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右保證人 何

某印

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其理由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

第五章 入園料 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一箇月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員

小學校主事

文學士

同教員

同

同

同

同

河野清九

藤原千代

武井てい

山本りや

小野ちや

宇都宮多歌

同 同 幼稚園保姆 同



奥松甲小
田田川
たし賀は
めい藤る

補查表

10	50	新	新	空	保
分數					
補 查					

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

(電話番町七七〇)

明治四十五年七月印刷

日本女子大學校規則

並
附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校
規則、附屬豐明幼稚園規則

7

大學部學科撰擇に關する注意

本年度生徒を募集する學部學科と其特色の概要とを左に紹介す。
入學志望者は自己の境遇性質等に參照して熟考の上入學志望の學部學科を選定せらるべし。

一家政學部本科第一學年級及び豫科

本學部は特に中流以上の家庭の中心たるべき女子に適切なる教育を施し、母たり、妻たり、又主婦たるに缺くべからざる性格と技倆とを養成し、家庭の婦人としての天職を完成せしめんが爲めに我國の庭生活の現狀を標準として必要なる科目を統一編制したるものにして、教授は常に實際を重んじ、徒らに理論に偏して實際に疎なるの弊を避け、勉めて理論と實際とを調和せしめ、堅實にして活用ある婦人を養成せんとするものなり。

一英文學部本科第一學年級及び豫科

本學部は實用語として最も廣く世界に用ひらるゝのみならず、我國に於ては、之に加ふるに日進月歩の知識を傳播するの要具として普く中等以上の學校に採用せられ、而かも文學とんては最も高尚健全なる思想感情に富みたる英語を學習して、高潔なる品性を修め且つ其活用力を養はしむると同時に、出來得る限り英語の教科書にて諸種の學科を研究せしめ、それに依つて普通の知識を收得し擴張するの力を得せしめ、又後來子女の家庭教育上大に之を利用して母たるの職務を有効に完成するの用に供せしめ、或は英語教師とし一身を支持するの學力を得せしむ。

一教育學部家政科^{第一部}本科第一學年級及び豫科

本學部は主として後來教師たらんと欲する希望者の爲めに設けたるものなるも、女子は自然の教育家たるものなれば、教師志望者にあらざるも、其天職中の最大天職たる母たるの本務を完ふするの準備資格を修めんとする者にして、本學部の學科中自己の性質に適するものあらば宜しく選擇すべきなり。

家政科第一部及び第二部の卒業生にして成績佳良なるものは、文部省より無試験にて家事科の中等教員たるの資格を授けらるゝと同時に、第一部に於ては家事科の基礎學とも稱すべき密接不離の關係ある物理化學を研究し、第二部に於ては婦功として最も大切なる裁縫を學び、以て家庭の母たり主婦たる者に必要なる知能を開發する事を得るなり。

入學志願者心得

入學に關する事項

一、本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則書に定めたる入學願書履歷書の外左の書類を添へて差出すべし(規則書第二十一條參照)

一、卒業若しくは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健全並に品行に關する證明書

一、卒業證書若しくは本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書

二、修業年限四箇年の高等女學校卒業生若しくは專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一箇年以上の學歴を有する者に課する特別入學試験科目は左の如し(規則書第十九條第二十條參照)

家政學部 國語(講義、文典) 算術、物理、化學

文學部 國語(講義、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

英文學部 國語(講義、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理、英語

教育學部文科 國語(講義、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

教育學部理科 國語(講義、文典) 算術、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

三、修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若しくは専攻科に在學したる者は前項の試験科目中補習科若しくは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を免除す但し算術は幾何若しくは代數を以て之に代ゆることを得

四、前項に依り特別試験の免除を欲する者は入學願書と同時に補習科若しくは専攻科に於ける修業學科授業時數、程度、教科書を記したる當該學校の證明書を差出すべし

五、英文學部の英語入學試験の程度は左の如し

英文學部本科

スケッチブックの程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

同豫科

ナショナルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

六、大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず

七、各學部選科入學試験科目は左の如し(規則書第二十二條參照)

國語(講義、文典) 數學(算術、幾何) 歷史(日本、東洋) 動物、植物、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右學科目の外第五項規定の英語試験を要す

八、各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若しくは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

十、高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

一、尋常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試験にて入學を許可す

但當該學校の修業證書若しくは本校入學期迄に修業すべき見込の證明書を入學願書履歷書に添へて差出すべし

一、前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試験を行ふ

讀書、作文、習字、算術、日本地理

十一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若しくは卒業、修業の證書に學業の成績身體の健全並に品行に關する證明書を添へて差出すべし

十二、入學願書差出の後病氣若しくは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遅滞なく其旨届出づべし

十三、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあらざれば容易に許可せず志願者は入學願書差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す

十四、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出づべし

十五、入學試験時間割及び受験者心得は試験期日一週間前本校内に掲示す

十六、卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更に卒業證書若しくは卒業又は修業の證明書を差出すべし

十七、入學許可の通知を發したる日より一週間以内に入學手續完了せざる者及始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

入寮通學に關する事項

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず

但特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべき家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適當と認めたる場合には通學を許可す

十九、入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし

二十、通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし

但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で置くべし

日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豐島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる人格を養はしめ以て人としての自分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を養ひ以て淑女たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは日本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學藝上に於ては自學を奨励し力めて知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に徳育に於ては自奮自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部左の如し

家政學部 修業年限豫科一ケ年 本科三ケ年

文學部 同

英文學部 同

教育學部 理化數學科 同

同 博物科 同

同 家政科第一部 同

同 家政科第二部 同

同 文學科 同

附屬高等女學校 同 五ケ年

附屬豐明小學校 同 尋常科六ケ年

附屬豐明幼稚園 滿四歳ヨリ滿六歳マデ

○特典 教育學部家政科第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一 家政科第一部 家事

一 家政科第二部 家事

○資格

一 修業年限四ケ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして豫科に入學し四ケ年間に在學卒業したる

者

一 修業年限五ヶ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間に在學卒業したる者

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し（規則第十九條第四項參照）三ヶ年間に在學卒業したる者

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るゝ庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念勤勞の趣味犧牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物業器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と

協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入れたる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を托囑す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑托し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に関する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す

七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

教務委員

侯爵 蜂須賀茂詔

土倉庄三郎

伯爵 大隈重信

大倉孫兵衛

子爵 岡部長職

伯爵 樺山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

理事

教務委員

教務委員

監事
財務委員

財務委員

男爵

侯爵

男爵
男爵

村井吉兵衛
久保田讓

麻生正藏

西園寺公望
北島治房

三井八郎右衛門
澁澤榮一

廣岡淺子
廣海二三郎
廣瀨實榮

森村市左衛門
住友吉左衛門

日本女子大學校規則

第一章 總則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの故
女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科は本科各部に分屬し本科は分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、美術部、音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育部の科目は左の如し

第一 家政學部

必修科目 修身、心理及教育、生理及衛生、應用理化、家事、經濟、國文、英語、料理、體操

選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、園藝、

隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、圖畫、

第二 文學部

必修科目 修身、心理及教育、歷史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操
選修科目 料理、音樂、圖畫

第三 英文學部

必修科目 修身、心理及教育、英語、國文、歷史、料理、體操
選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理
隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

第四 教育學部を分て四科とす

理化數學科

必修科目 修身、心理及教育、數學、物理及化學、英語、家事、體操
隨意科目 圖畫、音樂

博物科

必修科目 修身、心理及教育、博物、英語、家事、體操
隨意科目 圖畫、音樂

家政科

第一部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、物理及化學、數學、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操
隨意科目 圖畫、音樂

第二部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、應用理化、裁縫、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

文科

必修科目 修身、心理及教育、國語、漢文、歷史、英語、體操
隨意科目 圖畫、音樂

第八條 本校各部の修業年限は豫科一ケ年本科三ケ年とす

第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日 曜 日

神 嘗 祭

新 嘗 祭

秋季皇靈祭

天 長 節

孝明天皇祭

十月十七日

十一月廿三日

十一月三日

一月三十日

紀元節 二月十一日 春季皇靈祭
 皇后陛下御誕辰 五月廿八日 本校創立紀念日
 四月二十日

第四章 授業時間 學科課程

第十三條 各部の學科課程及授業時間は左の如し

家政學部豫科

科		授業時間		科		授業時間	
修身實踐倫理	國語及漢文講讀、作文、文法	英 語 講 讀、文 法	數 學 代 數、幾 何	裁 縫 裁 縫	一 料 理 料 理	圖 畫 圖 畫	音 樂 唱 樂、樂 器 練 習 (隨 意)
三	三	五	三	三	二	二	二
計		體 操 普 通 體 操、遊 戲 體 操、教 育 體 操、容 儀 體 操		二 九		二	

文學部豫科

家政學部豫科に同じ

英文學部豫科

國語	英語	修身實踐倫理	體育	科目	授業時間
講讀、作文、文法	音讀、譯解、會話 書取、作文、文法		操	普通體操、遊戲體操 教育體操、容儀體操	
二	二三	一			二
計					授業時間
					二八

教育學部理化數學科豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部博物科豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部家政科第一部豫科

家政學部豫科に同じ

教育學部家政科第二部豫科

科		目		授業時間		科		授業時間	
修身	實踐倫理	一	料	理	料	二	二	二	二
國語及漢文	講讀、作文、文法	六	圖	畫	圖	二	二	二	二
英語	講讀、文法	五	音	樂	唱樂、樂器練習(隨意)	二	二	二	二
數學	代數、幾何	三	燈	操	普通體操、遊戲體操、教育體操、容儀體操	二	二	二	二
裁縫	裁縫	七	計			三〇			

教育學部文科豫科

家政學部豫科に同じ

家政學部本科

修身	學年		授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
	月	科						
二	倫	實	二	同	上	二	實	倫
二	倫	理	二	實	倫	理	二	實

文學部本科

必		修 身	心理及教育	歷史
科 目	學 年			
授業時間	第一學年	二	二	八
授業時間	第二學年	二	二	四
授業時間	第三學年	一	二	兒童研究

隨 意 科 目					科 目		
圖 畫	音 樂	國 文	漢 文	哲 學 及 哲 學 史	園 藝	裁 縫	禮 法
			二	一		四	一
						裁	禮
						縫	法
		一	二	一		四	一
						同	同
						上	上
		一	二	一	二	四	一
					園	同	同
					藝	上	上

英文學部

必		目科修選			目科修							
修身	科 目 學 年	授業 時間	圖	音	料	計	體	英	漢	國	國	人
二	倫	第一學年				二八	二	五	二	七		
實	踐	第一學年					普通體操、游泳體操、器械體操、容儀體操	講讀、文法	講讀	及修辭學、文學概論、國文學史(三)		
二	同	第二學年				二七	二	五	二	四	六	
上		第二學年					上	上	上	上(二)	上(二)	本邦人文史(三) 附東洋人文史(三) 西洋人文史(三)
二	實	第三學年				二七	二	五	二	五	一〇	
踐	倫	第三學年					上	上	上	上(一)	上(四)	上(五) 上(五)

教育學部理化數學科本科

必修科目							科
體操	家事	英語	物理及化學	數學	心理及教育	修身	日/學年
二	二	五	五	五	四	二	授業時間
普通體操、遊戲體操、容儀體操	家事	講讀、文法	物理化學	算術、代數	心理、教育、歷史	倫理、實踐、倫理	第一學年
二	二	五	五	五	四	二	授業時間
同上	同上	同上	同上	代數、幾何	教育法、教授法	同上	第二學年
二	二	五	六	四	四	二	授業時間
同上	同上	同上	同上	三角法	管理、兒童研究、當今內外的教育問題	實踐、倫理	第三學年

隨	意	科	目
應用理化	法	音樂	圖畫
二			
二			
	二		
	法		
	制		

第二學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し各週實地教授の練習を課す

教育學部博物科本科

必修科目		修		科		科目 年	授業 時間	第一學年	授業 時間	第二學年	授業 時間	第三學年
計	體操	家事	英語	博物	心理及教育							
二五	二	二	五	一〇	四	二	第一學年	二五	二	二	二	二五
	普通體操、 體育體操、 容儀體操	家事	講讀、 文法	植物(六) 動物(四)	心理學 教育史	倫理 實踐倫理						
二五	二	二	五	一〇	四	二	第二學年	二五	二	二	二	二五
	同上	同上	同上	動物(三) 植物(三) 生理衛生(六)	教育法、 育教授法	同上						
二五	二	二	五	一〇	四	二	第三學年	二五	二	二	二	二五
	同上	同上	同上	動物(四) 生理衛生(六)	管理法、 兒童研究 當今内外の 教育問題	實踐倫理						

科目		意隨		計
音	樂	圖	畫	
				二五
				二五
				二五

教育學部文教科

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し實地教授の練習を課す

科目		意隨		目						科
音	圖	計		體	英	國	經	生理及衛生		
		第二部	第一部						操	語
樂	畫	三〇	二八	二	三	二		二		
				普通體操、遊戲、 教育體操、容儀體操	講讀、文法	講讀、作文		生		
		三〇	二八	二	三	二		二		
				同	同	同		衛		
				上	上	上		生		
		三〇	二六	二	三	二		二		
				同	同	同		經		
				上	上	上		濟		
								學		

必	修	身	科		授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
			目	年						
	二	倫	實	踐	二	倫	二	同	二	實
	二	倫	實	踐	二	倫	二	同	二	實
	二	倫	實	踐	二	倫	二	同	二	實

科目意隨		修 科 目						
音	關	計	體	英	歷	漢	國	心理及教育
樂	書		操	語	史	文	語	
		二九	二	三	五	五	一〇	二
			<small>普通體操、遊戯體操、教育體操、容儀體操</small>	講讀、文法	東本 洋邦 史史	講讀	講讀、文法、作文	心理學
		二九	二	三	五	六	九	二
			同	同	西東本 洋洋邦 史史史	同	文講讀、文法、作文	教授法
		三〇	二	三	四	六	九	四
			同	同	西本 洋洋邦 史史	同	同	教授法、管理
			上	上	史史	上	上	習法

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

第五章 及落 卒業

第十四條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十五條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓

名

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

授 姓

名 印

(當該學部擔任教授署名す)

各教授の證明に徴し此書を授與す

明治 年 月 日

日本女子大學校

校 長 氏
學 監 氏

名 名
名 名

印

第六章 入學 在學

第十七條 定期入學は毎學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし

第十八條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を有する者とし其他は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫
圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

但し英文學部豫科に入學するものは英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生

一、專門學校入學者檢定規程に依り無試験檢定を受くる資格を有する者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者

一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に於ては英語の試験を課し教育學部に於ては教員たるに適當なりと認めたる者に對し學力檢定の上入學を許可す

一、本校附屬高等女學校卒業生

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一、師範學校卒業生

一、修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歷を有するものは特別試験を行

ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙兼滄紙)

入 學 願 書

無試験入學志願者は、試験の上を略し
受験入學者は、無試験にてを略すべし

本 籍 府 國 市 區 町 番 地

華士族平民何某姉何妹女

何

生年月日

誰

私儀仰校何學部(本科)へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歴書相添へ
此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

履歴書

本籍府 縣 市 區 町 村 國 郡 番 地

華士族平民何某姉何妹女

何

誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業
 一何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す
 一……………
 賞 罰
 右之通に候也
 年 月 日
 右
 何
 誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙裏滲紙)

三印
 紙入錢

現住 在學證書
 本籍所 縣府國 市區町 華士族平民
 番地

何某 何某
 何 何
 何 何
 何 何

生 年 月 日 誰

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人
 に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也
 但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所
 本籍族
 職業

年 月 日

保 證 人 何

生 年 月 日 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す。

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし。

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし。

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし。

第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし。

第二十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特待生

第三十條 本校本科第二學年以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

第九章 選科生

第三十一條 各學部の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に限り選科生として入學を許可す

但選科は必ず修身科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第三十五條 入學願書履歴書等の書式は本科に準ず

第十章 研究科

第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす

第三十七條 研究科の修業年限は三箇年以内とす

第三十八條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第三十九條 研究科生は校長の許可を得參考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十一條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十二條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第十一章 科外講演

第四十三條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第四十四條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第四十五條 専門の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第四十六條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第四十七條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

第十二章 學費

第四十八條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受驗入學者 金貳圓

第四十九條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十條 授業料は一學年金叁拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第五十一條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十二條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第五十三條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十三章 寮 規

第五十四條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮

自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第五十五條 本校生徒中に希望者ある時は洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第五十六條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第五十七條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第五十八條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
 第五十九條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め

日用の常識を養はしむ

第六十條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	六圓五拾錢
折衷寮	寮費	貳圓	食料	六圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓五拾錢	食料	九圓

第六十一條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし

入寮願		住所	何學部何年生	姓名
右(御校へ入學許可の上は)入寮爲致度此段相願候也	現住所	右父兄(若くは保證人)	何	誰印
年月日	日本女子大學校長氏名殿			

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ

となく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

- 一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き温順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし
- 一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼することなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし
- 一 一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

本校職員員 (イロハ順)

校長	成瀬仁藏
學監	麻生正藏
教授	市村瓊治郎
同	井上秀
同	犬飼すみ
同	萩野由之
同	本邦史、國文學
同	本邦人文史
同	文學博士
同	文學博士
同	文學博士
同	芳賀矢一

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西洋人文史 西洋歷史 經濟史 應用理化 倫理教育 國文文學 動物學 兒童研究 衛生學 數學 渡日學 國文 博物學 法西美術史 日本禮法 生理學 國文文學 植物學

法學博士 文學士 文學士 醫學博士 醫學博士 文學士 理學博士 醫學博士 醫學博士 醫學博士 文學博士 法學博士 文學博士 醫學博士 醫學博士

浮田和民 村川堅固 中隈敬藏 長井長義 成瀨仁藏 武島又次郎 高倉卯三郎 高島平三郎 橫手千代之助 樺野正董 川野健作 川端玉章 渡邊英一郎 渡瀨庄三郎 奧田義人 大塚保治 小笠原清 大澤謙二 穗積銀助 服部他助

同 同

英語、英文學
植 物 學
英 文 學
英語、英文學
心 理 學
物 理 學
物 理、化 學
料 理
倫理學、心理學、教育學
英 語
園 藝 學
英 語
教 育 學
衛 生 學
漢文學、國文學
國文學、和 歌
植 物 學
圖 書
教育學、教授法
本 邦 史

理學士
文學博士
文學博士
醫學博士
農學士
醫學博士
湯本武比古
岸本能武太
佐々木祐太郎
ミス、アズバン
麻生正藏
手塚かね
近藤耕藏
後藤收太
福永友吉
ミス、ノイリツブス
松浦政泰
草野俊助
ミス、ウキーズウオルス

重田定一
篠田利英
白濱徵
三宅驥一
三宅龍
三輪田眞佐
湯本武比古
岸本能武太
佐々木祐太郎
ミス、アズバン
麻生正藏
手塚かね
近藤耕藏
後藤收太
福永友吉
ミス、ノイリツブス
松浦政泰
草野俊助
ミス、ウキーズウオルス

庶務會計事務
 託教師

體操 英語 國文 國語 國文 數學 西洋料 造花 造花 比亞ノ 薙刀 茶道 生花 日本料 琴理

文學博士
 文學士
 文學士

白井規矩郎 島田重祐 下村由己 弘田正隆 關本福直 千邊福隆 渡邊吉枝 金子支枝 遠山も 久野も 安遠孝久 矢澤い 松浦恒 兒島文 赤堀文 佐藤久 堀藤久 壺藤久 芹澤茂太 上野幹 大杉正之

會 庶

計 務

科外講師

校 醫

東洋内科醫院長
耳鼻咽喉科病院長

醫學士
ドクトル

葛城 佐
城 相
す 寅
み 藏

三十六

文學博士 井上哲次郎

男爵 戸川安宅郎

醫學博士 神田乃武

醫學博士 田原良純

醫學博士 坪内雄藏

醫學博士 中濱東一郎

文學博士 中川謙二郎

文學博士 村井知至

醫學博士 上山萬年

醫學博士 青山胤通

文學博士 三上參次

高田 畹安

小此木 信六郎

前田 園

附屬高等女學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす

第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、
 圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に従ふ

第三章 學科課程、及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程及時間表

科目	學年		時間	學年	時間	學年	時間	學年	時間
	第一	第二							
修身	二	二	一週	第二學年	二	一週	第三學年	二	一週
國語	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
英語	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
算術	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
理科	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
音樂	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
圖畫	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
體育	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
家事	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週
裁縫	七	七	一週	第二學年	上	一週	第三學年	上	一週

外國語	五	讀方、釋解、會話 內取、習字、文法	五同	上	五同	上	五同	上	五同	上
歴史地理	二	本邦地理	二	外國地理	三	本邦史	二	外國史	三	外國 文史
數學	二	算術	二同	上	二同	上	二	代數	二	幾何
理科	二	動植物	二	動物 物理	二	化學 物理	二	生理、衛生	一	鑛物
家事							二	衣、食、住	二	看病、育兒 家計、簿記 整理、經濟等
裁縫	四	縫方、裁方	四同	上	四同	上	三同	上	三同	上
圖畫	一	自在畫	一同	上	二	自在 何畫	二同	上	二同	上
音樂	二	單音唱歌	二同	上	二	複音唱歌	二同	上	二同	上
體操	三	遊藝 普通體操	三同	上	三同	上	三同	上	三同	上
合計	三〇		三〇		三〇		三〇		三〇	

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す

第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何

誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

履 歷 書

本 籍 府 縣 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 妹 女

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 更 何 處 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 兄 父 の 職 業

一 何 年 何 月 更 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一 ……

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一一年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一ヶ月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五節 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者 金 壹 圓

一臨時受験入學者 金 一圓五拾錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 八 圓 第二學期 八 圓 第三學期 六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

理數國修英圖體英歴作國體音家英體英理
身、史、語、
理地歴
科學語科語齋操語理法語操樂專史操語科

瀬檜弘平島白白上湯笹西蘆安手藤黒長永
越山田野田濱井代田木洞澤達塚井田澤井
ふ由重規たエみかユコとだ
へ繁己濱祐徴郎のイ幸の茂孝ねウトしい

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、手工裁縫とす

第四條 尋常小學科の修業年限は六箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修 身	教 科 目	
	學 年	每 週 時間
二 旨	第一學年	每 週 時間
二 同	第二學年	每 週 時間
二 同	第三學年	每 週 時間
二 同	第四學年	每 週 時間
二 同	第五學年	每 週 時間
二 同	第六學年	每 週 時間

唱	圖	理	地	日本	算	國
歌	畫	科	理	歷史	術	語
一	一				四	八
單音唱歌	平易ナル形				乗方ケ園ノ二十 除及書數ニ以下 減キヘ於範	シリキミ通易假發 方方方文ナ名音 、、、、ノル及、 話綴書讀普近
一	一				五	二
同上	同上				加書ル内數百 減キ數ニ以下 乗方ヘ於範 除及方ケ園ノ	シリキミ通易常假 方方方文ナ字須名 、、、、ノル及知 話綴書讀普近ノ日
一	一				五	三
同上	簡易ナル形體				減通常 乗常ノ 除ノ加	話綴書讀普近ノ日 シリキミ通易文常 方方方文ナ字順知 、、、、ノル及知
一	一				五	三
同上	同上				加書呼及減通 減キヒ小乘常 方方數除ノ加 及、ノ、	三 同 上
一	一	二	一	一	四	九
單音唱歌	同上	現象又自然ノ物、礦物、植物、動物	ノ大要	ノ日本地理 ノ日本要史 ノ日本歷史	數易計度加 ナル算幣量減 小簡及時衡乘 ノ貨除	綴リ方、書キ方、讀ミ方、普通文ノノ日常須知 、、、、ノル及知
一	一	二	一	一	四	九
同上	同上	同上	續キ	前學年ノ	比簡小 例易數 ナル分數	九 同 上

體操	三遊戲	三同	上	三遊普通體操戲	三同	上	三遊普通體操戲	三同	上
手工	二簡易ナル	二同	上	二同	上	二同	上	二同	上
裁縫							二運針法 類通ノ縫方衣		
計	三	二	二	二	二	二	二	二	二
							二類通ノ縫方衣		
							二類通ノ縫方衣		
							二類通ノ縫方衣		
							二類通ノ縫方衣		
							二類通ノ縫方衣		
							二類通ノ縫方衣		
							二類通ノ縫方衣		

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬學明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 婦 何 某 姉 妹

何 誰

生 年 月 日

右之者御校附屬豊明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

現 在 所

年 月 日

右父兄、或は後見人

何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙美濃紙)

經 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 妹 女

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 幼 稚 園 在 園

右之通に候也

年 月 日

右父兄

何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し 在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

第五章 學 費

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

附屬豐明幼稚園規則

第一章 總 則

第一條 附屬豐明幼稚園は幼児心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然観察、遊戯、音楽、談話、手工とす

第四條 幼児の年齢は満四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

第三章 定員 入園 退園

第六條 幼児の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(川紙巻渡紙)

經歷書

幼兒 何

某

一族籍 北海道何市 何町 何番地 華士族 何某 兄弟男女

一住所 東京府何郡 何町 番地 何某 内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

- 一出生年月日
- 一養營品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等
- 一養育せし場所 自宅 乳母の宅等
- 一痘 種痘或は天然痘
- 一生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等
- 一兩親の年齢及健否
- 一兄弟姉妹の數及健否
- 一食物其他の好惡
- 一氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

右
父兄
後見人

何

某

年 月 日

第九條 入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在園證書

北海道何國何市何町何番地
何府縣何國何市何町何番地
華土族何某兄弟妹等

何

某

生年月日

印收三
紙入錢

印

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族
北海縣 平民

年 月 日

右保證人 何

某印

日本女子大學校長氏名殿

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其理由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

第五章 入園料 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一箇月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員

小學校主事

文學士

同教員

同

同

同

同

河野清丸

藤原千代

武井てい

山本りやう

小野ちやう

宇都宮多歌

同 同 同 幼 同 同 同 同
稚 園 保 姆

市 奥 松 甲 高 真 川 小
原 田 田 桑 岡 口 川
つ た し ハ 多 春 は
ぎ め い 藤 ナ 賀 枝 る

日本女子大学校四十年史

編纂資料

52 法政 幹事室 係

摘要

東京市小石川區高田學川町十八番地

日本女子大學校

(電話番町七七〇)

大正三年七月印刷

日本女子大學校規則

並
附屬高等女學校規則、附屬豐明小學校規則
附屬、豐明幼稚園規則

入學志願者心得

入學に關する事項

一、本校各學部及び豫科に入學せんと欲する者は規則書に定めたる入學願書履歷書の外左の書類を添へて差出すべし(規則書第二十一條參照)

一、卒業若しくは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表及び身體の健全並に品行に關する證明書

一、卒業證書若しくは本校入學期迄に卒業すべき見込の證明書

二、修業年限四箇年の高等女學校卒業生若しくは專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一箇年以上の學歴を有する者に課する特別入學試験科目は左の如し(規則書第十九條第二十條參照)

家政學部 國語(講義、文典) 算術、物理、化學

文學部 國語(講義、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

英文學部 國語(講義、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理、英語

教育學部文科 國語(講義、文典) 算術、歷史(日本、東洋) 物理

教育學部理科 國語(講義、文典) 算術、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る

三、修業年限四箇年の高等女學校を卒業し一箇年以上補習科若しくは専攻科に在學したる者は前項の試験科目中補習科若しくは専攻科に於て一週二時間以上修業したる場合は試験を免除す但し算術は幾何若しくは代數を以て之に代ゆることを得

四、前項に依り特別試験の免除を欲する者は入學願書と同時に補習科若しくは専攻科に於ける修業學科授業時數、程度、教科書を記したる當該學校の證明書を差出すべし

五、英文學部の英語入學試験の程度は左の如し

英文學部本科

スケッチブックの程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

同豫科

ナショナルリーダー第三の程度により譯讀、文典、作文、書取、會話の試験を行ふ

六、大學部選科生は普通本科生豫定人員に達したる場合は募集せず

七、各學部選科入學試験科目は左の如し(規則書第二十二條參照)

國語(講義、文典) 數學(算術、幾何) 歷史(日本、東洋) 動物、植物、物理、化學

右試験の程度は修業年限五箇年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部に入學志願の者は右學科目の外第五項規定の英語試験を要す

八、各學部本科二學年以上には一切入學を許さず

九、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若しくは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

十、高等女學校第一學年に入學せしむる者は左の如し

一、尋常小學校卒業の課程を卒へたるものは無試験にて入學を許可す

但當該學校の修業證書若しくは本校入學期迄に修業すべき見込の證明書を入學願書履歷書に添へて差出すべし

一、前項以外の者に對しては左の學科目に就き入學試験を行ふ

讀書、作文、習字、算術、日本地理

十一、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

高等小學校第一學年以上の課程を卒へ又は高等女學校以外の學校に修學せし者にして第二學年以上に入學を志願する場合には各其修學を證明すべき證明書若しくは卒業、修業の證書に學業の成績身體の健全並に品行に關する證明書を添へて差出すべし

十二、入學願書差出の後病氣若しくは家事上の都合等の爲め入學を取消さんとするものは遲滞なく其旨届出づべし

十三、入學願書差出後及び入學許可後に至り學部を轉科せんとするも相當の理由あるにあらざれば容易に許可せず志願者は入學願書差出の當時學部選定に關し十分なる注意を要す

十四、入學願書差出の際履歷書に記載したる現住所を變更したるものは速に届出づべし

十五、入學試験時間割及び受験者心得は試験期日一週間前本校内に掲示す

十六、卒業及び修業すべき見込の證明書を差出したる者にして當該學校を卒業及び修業したる者は更に卒業證書若しくは卒業又は修業の證明書を差出すべし

十七、入學許可の通知を發したる日より一週間以内に入學手續完了せざる者及始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除名す

入寮通學に關する事項

十八、生徒は自宅よりする者の外は凡て通學を許さず

但特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其寄寓すべき家長の職業家族の狀態及び自己との關係等を詳記したる通學願書を差出すべし本校は之を適當と認めたる場合には通學を許可す

十九、入寮せんと欲する者は入學願書と同時に入寮願書を差出すべし

二十、通學せんと欲する者は入學願書と同時に第十九項但書の通學願書を差出すべし

但地方在住の入學志願者にして豫め寄寓の場所を定め難き場合には單に通學希望の旨を申出で置くべし

日本女子大學校

○設立の由來 明治二十九年始めて本校創立の計畫を天下に發表し三十四年四月を以て開校す爾來事業漸を追ふて發展し基礎も又鞏固を加へたれば三十八年五月之を財團法人の組織に改むるに至れり

○位置 本校の所在地目白臺は東京小石川區の西北豊島郡雜司ヶ谷の田園丘陵に接し地高く水清く遠く市塵を離れて天然の風趣に富み靜閑の境自ら修養練磨の地たり

○教育の方針 本校教育上の方針は女子を人として婦人として國民としての三方面より教育するに在り人としての教育とは女子を器械視せず藝人視せず單に眼前實用の學藝のみを授けずして人間として當然具備すべき心身上的の能力を啓發開展し如何なる境遇に處し如何なる任務に従ふも缺くべからざる人格を養はしめ以て人としての本分を盡さしめんとするに在り婦人としての教育とは婦人には自ら婦人として修むべき徳あり磨くべき智あり備ふべき藝あるが故に凡て此等の婦人に必要なる智徳藝能を養ひ以て淑女たり良妻たり賢母たらしめ以て女子として盡すべき天職を全うせしむるに在り國民としての教育とは日本國民たるの觀念を與へ日本社會の一員たることを自覺せしめ以て日本婦人としての特性を備へ國家社會に對し國民として女子の義務を盡さしめんとするに在り

○教育の方法 本校は如上の教育方針に基き専ら自動主義の教育を施し學藝上に於ては自學を獎勵し力めて知識を注入することを避け生徒をして自ら實驗し研究し工夫し動作するの習慣を養はしめ漫に他人を模倣し教師に依頼するの弊に陥ることなく婦人の任務を完ふするに必要有益なる知識を收得せしむると同時に徒らに博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原則妙理を會得するに必要なる智力を練磨し他日卒業の後に於て萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期し殊に德育に於ては自奮自修自治他の指揮を待たず進んで各自の職を盡すの良習を養成せしめんとす

○學部 現今開設せる學部左の如し

家政學部	修業年限豫科一ケ年	本科三ケ年
文學部	同	同
英文學部	同	同
教育學部	理化數學科	同
同	博物科	同
同	家政科第一部	同
同	家政科第二部	同
同	文科	同
附屬高等女學校	同	五ケ年
附屬豐明小學校	同	尋常科六ケ年
附屬豐明幼稚園	滿四歲ヨリ滿六歲マデ	

○特典 教育學部家政科第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一 家政科第一部 家事
- 一 家政科第二部 家事

○資格

- 一 修業年限四ケ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして豫科に入學し四ケ年間に學卒業したる

者

一 修業年限五ヶ年の高等女學校若くは師範學校卒業生にして本科に入學し三ヶ年間に在學卒業したる者

一 修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻科又は補習科を修め直ちに本科に入學し（規則第十九條第四項參照）三ヶ年間に在學卒業したる者

○寮舎 本校の寮舎は普通の所謂寄宿舎なるものと全然其趣きを異にし學校教育の一要素とし家政實習の經驗を得せしむるのみならず實に品性修養の源泉たり故に原則として自己の家庭より通學するものゝ外は悉く之を寮舎に收容す現今寮舎の數二十七にして各寮に寮監ありて之を監督し寮監の下に主婦あり上級生交代之に任じて家事を掌り寮生亦交るゝ庖厨洒掃の務に服す各寮又經濟を別にし炊事を異にし別に一家をなすを以て宛然幾多家族の集まりたる部落の觀あり其生活は校則によりて大體の寮規を定めたるの外は凡て自治に任じて漫りに拘束を加へず衣食住衛生經濟裝飾等の事悉く自ら講究し實行し親しく其得失を實驗せしむると共に寮生をして各自責任を重んずるの心を起さしめ一家相扶け友愛の情團結の念勤勞の趣味犧牲の精神を養はしむ

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と

協議の上前記一切の資産を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなして左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二號義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て

其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を托囑す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑托し現員一名に至りたると

きは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑托し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑托す

七 寄附行爲の變更

第二十五條 本寄附行爲に定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員

會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

(イロハ順)

侯爵 蜂須賀茂詔

伯爵 土倉庄三郎

伯爵 大隈重信

伯爵 大倉孫兵衛

子爵 岡部長職

伯爵 樺山資紀

成瀬仁藏

村山龍平

理事

教務委員

教務委員

監事
財務委員

財務委員

男爵

侯爵

男爵

男爵

男爵

村井吉兵衛

久保田讓

麻生正藏

西園寺公望

北島治房

三井八郎右衛門

澁澤榮一

廣岡淺子

廣海二三郎

廣瀨實榮

森村市左衛門

住友吉左衛門

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其職務を完ふするの淑
女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園を附設す

第二章 學科 科目 修業年限

第五條 學科を分て豫科、本科、研究科とす

第六條 豫科は本科各部に分屬し本科は分て家政學部、文學部、英文學部、教育學部、體育部、美術部、
音樂部、理科學部とす

但し當分本科に於ては家政學部、文學部、英文學部、教育學部の四部を設置し時宜に應じて他の部に
及ぼすものとす

第七條 家政學部、文學部、英文學部及教育部の科目は左の如し

第一 家政學部

必修科目 修身、心理及教育、生理及衛生、應用理化、家事、經濟、國文、英語、料理、體操

選修科目 應用博物、歴史、美術史、法制、禮法、園藝、

隨意科目 哲學及哲學史、漢文、國文、音樂、園畫、

又第二 文學部

必修科目 修身、心理及教育、歷史、人文史、國語國文、漢文、英語、體操
選修科目 料理、音樂、圖畫

第三 英文學部

必修科目 修身、心理及教育、英語、國文、歷史、料理、體操
選修科目 哲學及哲學史、漢文、生理及衛生、美術史、園藝、料理
隨意科目 應用理化、法制、音樂、圖畫

第四 教育學部を分て四科とす

理化數學科

必修科目 修身、心理及教育、數學、物理及化學、英語、家事、體操
隨意科目 圖畫、音樂

博物科

必修科目 修身、心理及教育、博物、英語、家事、體操
隨意科目 圖畫、音樂

家政科

第一部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、物理及化學、數學、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操
隨意科目 圖畫、音樂

第二部

必修科目 修身、心理及教育、家事、料理、應用理化、裁縫、生理及衛生、經濟、國語、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

文科

必修科目 修身、心理及教育、國語、漢文、歷史、英語、體操

隨意科目 圖畫、音樂

第八條 本校各部の修業年限は豫科一ヶ年本科三ヶ年とす

第三章 學年 學期 休日

第九條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を分て左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第十一條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第十二條 定日休業は左の如し

日曜日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 天長節

新嘗祭 十一月廿三日 孝明天皇祭 十一月三日 一月三十日

教育學部家政科第二部豫科

科		目		授業時間	科	目	授業時間
修身	實踐倫理	一	料	一	理	料	二
國語及漢文	講讀、作文、文法	六	圖	六	書	圖	二
英語	講讀、文法	五	音	五	樂	唱樂、樂器練習(隨意)	二
數學	代數、幾何	三	體	三	操	普通體操、遊戲體操、教育體操、容儀體操	二
裁縫	裁縫	七	計	七			三〇

教育學部文科豫科

家政學部豫科に同じ

家政學部本科

學年	科目	授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
修身	二	倫實踐倫理	二	同上	二	實踐倫理	

修 選				目 科 修 必									
法	美	歷	應	計	體	料	英	國	經	家	應	生	心
制	術	史	用		操	理	語	文	濟	事	用	理	理
	史	史	博	二 三	二	四	五	二		二	二	二	二
	本	西	應		普 通 體 操 、 遊 戲 體 操 、 容 儀 體 操	西 日 洋 本 料 料 理	講 讀 、 文 法	作 文 學 概 論		二 家 事 (實 習 一 回)	二 應 用 理 化 學	二 生 理 學	二 心 理 學
	二	一		二 三	二	四	五		二	二	二	二	二
	西	西			上	上	上		二 家 庭 經 濟 學	二 家 事 (實 習 二 回)	上	二 家 庭 衛 生	二 教 育 學
二		一		一 九	二	四	五			二	二		二
法		西			上	上	上			二 家 事 (實 習 二 回)	上		二 家 庭 衛 生 研 究
制		洋											童 兒 庭 教 育 研 究

文學部本科

必			科 目 學 年	授 業 時 間	第 一 學 年	授 業 時 間	第 二 學 年	授 業 時 間	第 三 學 年
歷 史	心 理 及 教 育	修 身							
八	二	二							
西 本 邦 史 採 取 西 史 (四)	心 理 學	倫 理 學							
四	二	二							
同 上 (三)	同 教 育 學	同 上							
	二	一							
	兒 童 研 究	實 踐 倫 理							

隨 意 科 目					科 目		
圖 畫	音 樂	國 文	漢 文	哲 學 及 哲 學 史	園 藝	裁 縫	禮 法
			二	一		四	一
						裁 縫	禮 法
		一	二	一		四	一
						同 上	同 上
		一	二	一	二	四	一
					園 藝	同 上	同 上

英文學部

必 修 身	科 目 學 年	授業時間	第一學年	授業時間	第二學年	授業時間	第三學年
		二	倫實 踐 倫 學 理	二	同 上	二	實 踐 倫 理

目科修選			目 科 修						
圖	音	料	計	體	英	漢	國	國	人
畫	樂	理		操	語	文	文	語	文
			二八	二	五	二	七		
				普通體操、遊戲、游泳、教育體操、容儀體操	講讀、文法	講 讀	及修辭學 作歌	國文學概論 文學史	
			二七	二	五	二	四	六	
				上	上	上	同 上 (二)	同 上 (二)	本邦人文史(三) 附東洋人文史(三) 西洋人文史(三)
			二七	二	五	二	五	一〇	
				上	上	上	同 上 (一)	同 上 (四)	同 上 (五) 同 上 (五)

教育學部理化數學科本科

必修科目							科目 學年	授業 時間
體操	家事	英語	物理及化學	數學	心理及教育	修身		
二	二	五	五	五	四	二	第一學年	
普通體操、遊戲體操、 教育體操、容儀體操	家事	五講讀、 文法	五物理、 化學	五算術、 代數	四心理、 教育、 歷史	二實踐、 倫理、 學理	第一學年	
二	二	五	五	五	四	二	第二學年	
同上	同上	同上	同上	五代數、 幾何	四教育法、 教育、 教授法	同上	第二學年	
二	二	五	六	四	四	二	第三學年	
同上	同上	同上	同上	四三角、 法	四管理、 法、 兒童研究、 當今內外的 教育問題	二實踐、 倫理	第三學年	

隨意科目			
圖書	音樂	法制	應用理化
			二
			二
		二	二
		法制	

科目意隨		計
音	圖	
樂	畫	二五
		二五
		二五

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し各週實地教授の練習を課す

教育學部博物科本科

目	科	修	必	科				
				目	學			
計	體	家	英	博	心	修	科	授
	操	事	語	物	理	身	目	業
二五	二	二	五	一〇	四	二	年	時
	普通體操、 教育體操、 遊戯體操、 容儀體操	家事	講讀、 文法	動物(六) 植物(四)	心理及 教育史	倫理學	第一學年	間
二五	二	二	五	一〇	四	二	第二學年	授
	同上	同上	同上	動物(二) 植物(二) 地質(二) 衛生(二)	教育法、 教育學	同上	第二學年	業
二五	二	二	五	一〇	四	二	第三學年	時
	同上	同上	同上	動物(四) 地質(四) 生理衛生(六)	管理法、 兒童研究 當今内外の 教育問題	實踐倫理	第三學年	間

科目意隨	
音	圖
樂	畫

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

教育部家政科第二部本科

修		必		料	家	心	修	科
部二第	部一第	數	物理化學					
裁	應用理化	學	學	一	二	二	二	授業時間
裁	物理化學(實驗一回)	代數、三角法	物理(四)(實驗一回) 化學(四)(實驗一回)	料理(實習一回)	家事(實習二回)	心理學	倫理學	第一學年
裁	物理化學(實驗一回)	代	同上(實驗二回)	同上	同上(實習二回)	教	同上	授業時間
裁	同上	代	同上(實驗二回)	同上	同上(實習二回)	教	同上	第二學年
裁	同上	數	同上	同上	同上	法	同上	授業時間
裁	同上		同上	同上	同上	法	同上	第三學年
裁	同上		同上	同上	同上	法	同上	授業時間
裁	同上		同上	同上	同上	法	同上	第三學年

科目意隨		修 科 目						
音	圖	計	體	英	歷	漢	國	心理及教育
樂	畫		操	語	史	文	語	
		二九	二	三	五	五	一〇	二
			普通體操、遊戯體操、 教育體操、容儀體操	講讀、文法	東本 洋邦 史史	講 讀	講讀、文法、作文	論心理學
		二九	二	三	五	六	九	二
			同	同	西東本 洋洋邦 史史史	同	文講讀、文法、作文 學	教教育學
		三〇	二	三	四	六	九	四
			同	同	西本 洋邦 史史	同	同	教授法、管理法 演習

第三學年に於ては本表の外教授法の教授と相連絡し毎週實地教授の練習を課す

第五章 及落 卒業

第十四條 生徒の及落は各科目平常の成績により教員會議の議決を以て之を評定す

第十五條 生徒の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教員會議の議決を以て之を評定す

第十六條 本科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

本校何々學部所定の學科を修め正に其業を卒へたり仍て之を證す

姓

名

教 授 姓

名 印

各教授の證明に徴し此書を授與す

(當該學部擔任教授署名す)

明治 年 月 日

日本女子大學校

校 長 氏
學 監 氏

名 印
名 印

印

第六章 入學 在學

第十七條 定期入學は每學年の始め一回とす

但し豫科には缺員を生じたる場合臨時入學を許すことあるべし

第十八條 無試験にて豫科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十六歳以上にして左の資格の一を

有する者とし其他は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依り修身國語歴史地理數學理科家事裁縫

圖畫音樂の科目に就て試験を行ふ

但し英文學部豫科に入學するものは英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業生

一、專門學校入學者檢定規程に依り無試験檢定を受くる資格を有する者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校第四學年を修了したる者

一、本校に於て修業年限四ヶ年の高等女學校同等以上と認めたる學校の卒業生

第十九條 無試験にて本科に入學し得べきものは身體健全品行方正年齢十七歳以上にして左の資格の一を有する者とす

但し英文學部に於ては英語の試験を課し教育學部に於ては教員たるに適當なりと認めたる者に對し學力檢定の上入學を許可す

一、本校附屬高等女學校卒業生

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校の卒業生

一、師範學校卒業生

一、修業年限四ヶ年の高等女學校卒業後一ヶ年以上專攻料又は補習料を修めたるもの

但し本項に該當する入學志願者は學力を檢定することあるべし

第二十條 專門學校入學者檢定規程により試験に合格し尙一ヶ年以上の學歴を有するものは特別試験を行ひ入學を許可す

第二十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

入 學 願 書

無試験入學志願者は「試験の上」を略し
受験入學者は「無試験にて」を略すべし

本 籍 地
府 縣 市 區 郡 村 番 地

(用紙英濠紙)

華士族平民何某
姉何妹女

何

生年月日

誰

私儀御校何學部(本科)へ入學仕度候間「無試験にて」「試験の上」御許可被下度別紙履歷書相添へ
此段相願候也

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右

何

誰印

(用紙美濃紙)

履歷書

本籍 縣 府 市 區 町 村 番 地

華士族平民何某
姉何妹女

何

誰

一 生年月日

一 生地

一 轉住(何歳より何歳迄何地轉居す云々)

一 現住所

一 兩親の有無年齢

一 父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業
一何年何月より何年何月まで何地何誰に就て何學を修業す
一……………

賞 罰

右之通に候也

年 月 日

右 何

何

誰

第二十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙共滷紙)

在 學 證 書

現 住 所
本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 某 何 女 何 女

生 年 月 日 誰

三 收 印
紙 入 錢

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人
に係る一切の事柄は拙者に於て引受可申候也
但拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現 住 所
本 籍 族
職 業

年 月 日

保 證 人 何

生 年 月 日 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

第二十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て、被保證生徒の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第二十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出べし

第二十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第二十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第二十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第二十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第二十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 特待生

第三十條 本校本科第二學年以上の本科生にして品行善良なるか又は學力優等なる者は前學年の成績に依り教員會議を経て特待生となし次學年の授業料を免除することあるべし

第九章 選科生

第三十一條 各學部の一科目又は數科目を選修せんと欲する者あるときは教授上の差支なき場合に選科生として入學を許可す

但選科は必ず修身科を兼修すべきものとす

第三十二條 選科生は品行方正身體健全年齢十七歳以上にして所選科目の學力を査定し該科目を修むるに堪ふると認めたる者に限り之を許す

但し第十九條の無試験入學の資格を有する者は此限にあらず

第三十三條 選科生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第三十四條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第三十五條 入學願書履歷書等の書式は本科に準ず

第十章 研究科

第三十六條 研究科は本科卒業生及び選科修了生にして尙進で一層高等の學藝を修めんとする者の爲めに設くるものとす

第三十七條 研究科の修業年限は三箇年以内とす

第三十八條 研究科生は本校所定の科目中に就き研究題目を選び擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第三十九條 研究科生は校長の許可を得参考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十條 研究科の爲め特に講義を開設することあるべし

第四十一條 所選題目研究の結果を提出せる者には按檢の上證明書を授く

第四十二條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第十一章 科外講演

第四十三條 科外講演は正科學習の參考補缺に供せんが爲に開設するものとす

第四十四條 科外講演は毎月臨時に之を開設するものとす

第四十五條 專問の大家を聘して科外講師に囑託するのみならず臨時諸名家の出演を乞ふことあるべし

第四十六條 本校の生徒たると校外者たるとを問はず凡て科外講演に出席せんと欲する有志者を以て聽講者とす

第四十七條 聽講者たらんと欲する者は聽講料を前納せしむることあるべし

但し聽講料は講演の長短に依て規定すべし

第十一章 學費

第四十八條 受験入學志願者は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一、定期受験入學者 金壹圓五拾錢

一、臨時受驗入學者 金貳圓

第四十九條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第五十條 授業料は一學年金參拾參圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 拾貳圓 第二學期 拾貳圓 第三學期 九圓

但事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第五十一條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第五十二條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第五十三條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十三章 寮 規

第五十四條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し教職員の命を奉じ長幼相助け親和を旨とし自奮

り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第五十五條 本校生徒中に希望者ある時に洋風の寮舎に於て外國教師監督の下に西洋家庭の風を學ばしむ

第五十六條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第五十七條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第五十八條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし
 第五十九條 時々寮生を携へて學識經驗ある婦人を訪問し或は之を招待して談話を請ひ實地の見聞を廣め
 日用の常識を養はしむ

第六十條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし
 但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	壹圓五拾錢	食料	六圓五拾錢
折衷寮	寮費	貳圓	食料	六圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓五拾錢	食料	九圓

第六十一條 本校の寮舎に入寮せんと欲する者は左の書式に従ひて入寮願書を差出すべし

入 寮 願		住 所	何 學 部 何 年 生	姓 名
右(御校へ入學許可の上は)入寮爲致度此段相願候也		現 住 所		
年 月 日	日本女子大學校長氏名殿	右父兄(若くは保證人)	何	誰 印

生 徒 心 得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝこ

となり常に左の條々を恪守實踐すべきなり

- 一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く、本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守り輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし
- 一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通思として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼することなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの知力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし
- 一 一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

本校職員 (イロハ順)

校	長	成瀬仁藏
學	監	麻生正藏
教	授	市村瓊治郎
同		井上秀
同	家	犬飼すみ
同	裁	萩野由之
同	縫	芳賀矢一
同	事	文學博士
同	東洋史、漢文學	文學博士
同	本邦史、國文學	文學博士
同	本邦人文史	文學博士

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

西洋人文史 西洋歷史 經濟史 應用理化 倫理、教育 國文學 動物學 兒童研究 衛生學 數學 漢學 日本學 國文學 博物學 法學 西洋美術史 日本禮法 生理學 國文學 植物學

法學博士 文學士 文學士 藥學博士 文學士 理學博士 醫學博士 醫學博士 理學博士 法學博士 文學博士 醫學博士 オブ、アーツ、

浮田和民 村川堅固 中隈敬藏 長井長義 成瀬仁藏 武島又次郎 高倉卯三郎 高島平三郎 横手千代之助 樺野正董 川野健作 川端玉章 渡邊英一 渡瀬庄三郎 奧田義人 大塚保治 小笠原清 大澤謙二 穂積銀 服部他助

同 同

英語、英文學
植物學
英文學
英語、英文學
心理學
物理學
物理化學
料
倫理學、心理學、教育學
英語
園藝學
英語
教育學
衛生學
漢文學、國文學
國文學、和歌
植物學
圖畫
教育學、教授法
本邦史

文學士
理學士
醫學博士
農學士
文學博士
文學士

ミス、ウォーズウォルス
草野俊助
松浦政泰
ミス、フイリップス
福來友吉
後藤收太
近藤耕藏
手塚かね
麻生正藏
ミス、アズバン
佐々木祐太郎
岸本能武太
湯本武比古
三宅秀
三宅眞
三宅眞
三宅眞
三宅眞
白濱一龍
篠田利英
重田定一

庶務 會計 事務 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 囑託教師 同 同 同 同 同 同

體操 英語 國文 國語 國文 數學 西洋料 造花 造花 比亞ノ 薙刀 茶道 生花 日本料 琴理

文學博士
文學博士
文學士

白井規矩郎 島田重祐 下村由己 弘田正直 關本福隆 千本鎌吉 渡邊支枝 金子と 遠山も 久野も 安達孝久 矢澤い 松浦恒 兒島文 赤藤佐久 佐藤久 塘藤茂 芹澤幹太 上野も 大杉正之

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 姉 妹 女

何

誰

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏 名 殿

履 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 妹 女

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 任 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 兄 父 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 まで 何 地 何 誰 に 就 き 何 學 を 修 業 す

一

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右 父 兄

何

誰 印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該当する者には退學を命ず

一 性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一 學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一 體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一 引續き一一年以上缺席したる者

一 正當の事由なくして引續き一か月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五節 學 費

第十六條 受験入學志願書は左の規定に従ひ受験料を入學願書に添へて納むべし

一定期受験入學者

金 壹 圓

一臨時受験入學者

金 一圓五拾錢

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金二圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 受業料は一學年二拾二圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期

八 圓

第二學期

八 圓

第三學期

六 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は第一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

同 同

理 數 國 修 英 圖 體 英 歷 作 國 體 音 家 英 體 英 理
身 史 語
理 地 歷

科 學 語 科 語 書 操 語 理 法 語 操 樂 事 史 操 語 科

瀨 檜 弘 平 島 白 白 上 湯 笹 西 蘆 安 手 藤 黒 長 永
越 山 田 野 田 濱 井 代 田 木 洞 澤 達 塚 井 田 澤 井
ふ 由 重 規 た エ み か ユ コ と だ
さ 矩 したエみかユコとだ
へ 繁 己 濱 祐 徵 郎 の イ 幸 の 茂 孝 ね ウ ト し い

附屬豐明小學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬豐明小學校は兒童心身の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とし兼て本校教育學部生徒の實施練習に資する所とす

第二條 附屬豐明小學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬豐明小學校の教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌、體操、手工裁縫とす

第四條 尋常小學科の修業年限は六箇年とす

第五條 學年、學期、及休業は本校の規定に従ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科課程及時間配當は左の如し

修身	教科目	
	時間	學年
二	時間	第一學年
二	時間	第二學年
二	時間	第三學年
二	時間	第四學年
二	時間	第五學年
二	時間	第六學年

道德ノ要

二

同上

二

同上

二

同上

二

同上

二

同上

唱 歌	圖 畫	理 科	地 理	日 本 歷 史	算 術	國 語
一	一				四	八
單 音 唱 歌	平 易 ナ ル	單 形			乘方ケ圍ノ二十以下 除及ル内數ニ於絶 加書數ヘ減キ	シリキミ通易假發 方方方文ナ名音 、、、ノル及 話綴書讀普近
一	一				五	二
同 上	同 上				加書ル内數百以下 減キ數ニ於絶下 乘方ヘ於絶下 除及方ケ圍ノ	シリキミ通易文常假 方方方文ナ字須名 、、、ノル及知 話綴書讀普近ノ日
一	一				五	三
同 上	形簡 體易 ナル				減通 乘常 除ノ 加	話綴書讀普近ノ日 シリキミ通易文常 方方方文ナ字順 、、、ノル及知
一	一				五	三
同 上	同 上				加書呼及減通 減キヒ小乘常 方方方數除ノ 及、ノ、加	同 上
一	一	二	一	一	四	九
單 音 唱 歌	同 上	現又物植 象自、礦、物 然ノ物、動	ノ日本 大要地 理	ノ日本 大要歷 史	數易計幣度加 ナル算及最減 小簡時衡乘 小簡貨除	綴リ方、 書キ方、 讀ミ方、 普通文ノ ノ文字、 日常須知
一	一	二	一	一	四	九
同 上	同 上	同 上	續 キ 前 學 年 ノ	續 キ 前 學 年 ノ	比簡小 例易數 ナル分 數	同 上

體操	三遊戲	三同上	三普通體操戲	三同上	三普通體操戲	三同上
手工	二簡易ナル 細工	二同上	二同上	二同上	二同上	二同上
裁縫					二運針法 通常ノ衣 類ノ縫方	二通常ノ衣 類ノ縫方 方方、 縫裁縫 ヒチヒ
計	三	二四	二七	二七	二六	二六

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平常の成績に依り教員會議の決議を経て之を評定す

第八條 各學年の課程を修了したる者には修業證書を授與し全教科を修了したる者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬豐明小學校の生徒定員は凡そ三百名とす

第十條 定期入學は每學年の始め一回とす

但缺員ある時は臨時入學を許すことあるべし

第十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び經歷書各一通を差出すべし

(用紙美濃紙)

入學願書

本籍 府 縣 國 郡 市 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 姉 妹 女

右之者御校附屬豊明小學校へ入學仕度候間御許可被下度別紙經歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

現在所

右父兄、或は後見人

何

誰印

日本女子大學校長氏名殿

何 生 年 月 日 誰

經 歷 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某

何 姉 何 妹 女

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 よ り 何 歲 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 在 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 よ り 何 年 何 月 迄 幼 稚 園 在 園

(用紙美濾紙)

右之通に候也

右父兄

年 月 日

何

誰印

第十二條 入學の許可を得たるものは在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十三條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第十四條 保證人死去の節は直に改めて在學證書を差出すべし

第十五條 退學せんと欲する者は保證人より其理由を認めたる退學證書を差出し校長の認可を得べし

第五章 學 費

第十六條 入學の許可を得たる者は入學料金貳圓を在學證書に添へて納むべし

第十七條 授業料は一ヶ月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

附屬豐明幼稚園規則

第一章 總 則

第一條 附屬豐明幼稚園は幼兒心身の發達を計るを以て目的とし併せて保育法の研究に資するものとす

第二條 附屬豊明幼稚園は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 在園年限 休業

第三條 保育科目は自然觀察、遊戯、音樂、談話、手工とす

第四條 幼児の年齢は滿四年より小學校に就學するまでとす

第五條 休業日は本校の規定に従ふ

第三章 定員 入園 退園

第六條 幼児の定員は凡そ五十名とす

第七條 入園は毎年四月とす

但缺員ある場合は臨時之を許す

第八條 入園志願者は左の書式に従ひ經歷書を差出すべし

(用紙美濃紙)

經歷書

幼兒 何

某

一族籍 北海道何市區何町何番地 華士族 何某 兄弟男女

一住所 東京市何區何町 番地何某内

一家長の職業 何官何商工何社の何役等(他人の家に寄寓するものは其家長の職業をも併記すべし)

一出生地及其土地の情況

一出生年月日

一養營品 生母の乳 乳母の乳 牛乳 乳粉等

一養育せし場所 自宅 乳母の宅等

一痘 種痘或は天然痘

一生來著しき疾病に罹りしことの有無及病名病狀等

一兩親の年齢及健否

一兄弟姉妹の數及健否

一食物其他の好惡

一氣質

其他特別の事情

右之通に御座候也

年 月 日

右
後父
見兄
何人

何

某

第九條 入園の許可を得たる者は左の書式に従ひ在園證書を差出すべし

(用紙美濃紙)

在園證書

北海道 何國何市郡區 何町何番地 華士族 平民 何某 幾男女 弟妹等

何

某

生 年 月 日

印收三
紙入錢

印

右は今般御校附屬幼稚園に入園御許可相成候に就ては本人に關する一切の事件拙者に於て引受可申候也。

東京市何區何町何番地住居

北海道 華士族
何府縣 平民

年 月 日

日本女子大學校長氏名殿

右保證人 何

某印

第十條 幼兒又は保證人轉居したる時は直に届出づべし

第十一條 幼兒缺席することある時は其理由を届出づべし

第十二條 退園せんと欲するものは其事由を記し保證人より届出づべし

第五章 入園料 保育料

第十三條 入園の許可を得たる者は入園料金貳圓を納むべし

第十四條 保育料は一箇月金貳圓とし毎月五日以内に納むべし

小學校幼稚園職員

小學校主事

同教員

同

同

同

同

文學士

河野清九

藤原千代

武井てい

山本りや

小野ちや

宇都宮多歌

同 同 同 幼稚園保母 同 同 同 同

市 奥 松 甲 高 重 川 小
原 田 田 桑 岡 口 川
つ 賀
ぎ た し ハ 多 春 は
る め い 藤 ナ 賀 枝 る

日本女子大学校四十周年 編纂資料				
NO	53	出所	幹事室	保
摘 要				

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

(電話番町七七〇)

日本女子大学史資料集 第五十三(三)

日本女子大学校規則

〔明治四三—大正三年〕

発行日 二〇一一年三月一〇日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 日本女子大学成瀬記念館

〒112・8681 東京都文京区目白台二―八―一

電話(〇三) 五九八―一三三七六

印刷 開成出版株式会社

〒101・0052 東京都千代田区

神田小川町三―二六―一四

